

平成20年度第9回 浜松市行財政改革推進審議会 会議録

日時	平成21年3月8日(日) 9:00~13:00
会場	アクトシティ浜松コンgresセンター 41会議室
出席者	鈴木修会長、伊藤修二会長代行、高柳弘泰委員、山本和夫委員、中山正邦委員、原陽三郎委員、岡崎英雄委員、秋山雅弘委員、井出あゆみ委員
欠席者	有高芳章委員
傍聴者	136名
報道関係者	静岡新聞、中日新聞、朝日新聞、日本経済新聞、毎日新聞、読売新聞、NHK、静岡朝日テレビ、静岡第一テレビ、テレビ静岡、浜松ケーブルテレビ
浜松市	飯田副市長、山崎副市長、花嶋副市長、高木教育長、清田企画部長、鈴木総務部長、鈴木財務部長、水谷商工部長、徳増健康医療部長、尾高環境部長、中津川農林水産部長、水野公園緑地部長、古橋学校教育部長
事務局	小楠事務局長、長田次長、佐用、朝月、渥美、内山、鈴木、坂下

会議の概要

1. 平成20年度第9回の審議会で、第8回審議会から継続審議となっていた今年度の審議会における主な議題への対応状況について、鈴木会長が議長となり会議を進行した。
2. 浜松医療センターの地方独立行政法人化について市の説明を受け、委員による質疑、意見交換を行なった。
3. 総括(その他主要事項のうち補助金、外郭団体、市政経営)について、それぞれ市から説明を受け、委員による質疑、意見交換を行なった。

会議次第

1. 開会
2. 会長挨拶
3. 議事
 - (1) 平成20年度審議会における主な議題への対応状況(継続審議)
 - 浜松医療センターの地方独立行政法人化について
 - 総括(その他主要事項...補助金、外郭団体、市政経営)
4. 閉会

会議の経過

1 開 会

事務局長

皆さんおはようございます。定刻になりましたので、ただ今から第9回浜松市行財政改革推進審議会を執り行ないます。それでは座って進めさせていただきます。

本日は前回の審議におきまして審議未了となったもの、また再度精査をしたほうが望ましいと考えたものにつきまして、継続審議をいたします。行革審はこれまでの審議の集大成として3月19日に答申を予定しており、その取りまとめにあたりまして前回に引き続き議題とさせていただいたものです。

本日の審議の進め方ですが、医療センターの地方独立行政法人(以下「地独法」)化、その他主要事項の二つの議題について審議します。このうちその他主要事項につきましては、補助金、外郭団体、市政経営に分けて審議します。

それでは早速議事に移りたいと思います。これより議事の進行は鈴木会長が議長となって会議運営を行なっていただきます。鈴木会長、よろしく願いいたします。

2 会長挨拶

鈴木会長

おはようございます。第9回行財政改革推進審議会を開会します。よろしく願いします。

司会から話がありましたように、今日は、前回からずっと続いている医療センターの問題、それから前回の審議会でも補助金、外郭団体、市政経営が途中で尻切れトンボになっていますから、最終的な議論をしていきたいと考えております。どうぞよろしく願い申し上げます。

3 議 事

(1) 平成 20 年度審議会における主な議題への対応状況

浜松医療センターの地方独立行政法人化について

鈴木会長

それではまず医療センターについて、勉強会でもかなり審議をしました。色々な点が修正されたとも聞いておりますので、まず市から説明をいただきたいと思います。よろしくどうぞ。

徳増健康医療部長

それでは説明いたします。医療センターの地独法化に関わる現状での問題点と、その対策につい

てです。

一点目として財務状況ですが、市が現在持っている病院事業会計の医療センター分は、借入金残高が21年度末で181億円と見込まれ、新法人には大きな負担であると考えます。この対策としまして、過去の債務として、市が責任を持って返済してまいります。

次に(医療センターを運営している)浜松市医療公社(以下「医療公社」)の累積欠損金は19年度末時点で5.18億円、約5.2億円あります。これにつきましては、医療公社の経営努力でさらに改善を目指します。退職給付引当金の要積立額は約48億円にのぼりますが、これまで積み立ててきませんでした。これにつきましては、市が責任を持って財政措置をいたします。

二点目として医療公社の給与構造改革です。平均4.8%の引き下げですが、未実施でした。この対策としまして、医師を除く医療公社職員の給与構造改革を実施いたします。給料を実額で引き下げます。一方、民間病院に比べて医業収益に対する職員給与費の比率(以下「職員給与費対医業収益比率」)が55.9%と高いので、この対策としまして、病床利用率向上等の収益増加策と、給与構造改革の実施等の支出抑制策で、同比率48.7%の早期達成を目指します。

三点目として会計方式ですが、病院の診療報酬は今まで病院事業、つまり市が収入し、経費を差し引いて医療公社へ交付金として支出していました。19年度決算で149億円の収入から経費分として19億円を差し引き、130億円を交付金として医療公社に渡しております。これを新法人のもとに一つの会計で処理してまいります。そして現在、病院事業に対して一般会計からの負担をしておりますが、こちらについては対策としまして、1号負担金は法令による義務的経費として継続して負担します。2号負担金はこれを見直し整理します。

このことを表にしました。左側が今申し上げました法令に基づく1号負担金です。救急医療費用からエイズ拠点病院までで約2.5億円。右側が公共的必要性から取り組む2号負担金で、小児医療はじめ約6.5億円分です。これらについては必要なものは必要としながらも見直ししてまいります。その下に企業債元利償還金がありますが、これは一般会計から出してまいります。これらによりまして民間病院との整合性を図り、負担すべき経費を見直ししてまいります。

四点目としては責任の明確化です。経営責任につきましては、地独法では新法人の理事長を中心とした理事会が経営責任をとり、院長が病院の運営責任者となります。

五点目は自律性についてです。これまで病院事業の予算は、病院の要求をもとに市が編成しており、経営実態が反映しない給与体系、あるいは医療公社は所有資産がない状態でした。これらにつきましては、病院資産を新法人へ譲渡し、高い自律性のもと、自らの判断で病院を運営してまいります。

最後に、新法人による病院運営についてです。業務の選択と集中による経営効率の向上のため、組織を見直し、職員数を適正化します。さらに目標管理による透明性の向上として、チェック機関である評価委員会によるPDCAサイクルを進め、業務実績や評価結果の情報公開をしてまいります。そして「安全・安心な、地域に信頼される病院」を目指してまいります。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

鈴木会長

はい。どうもありがとうございました。今説明をお聞きした中で、今度医療公社から地独法に切り替わりますね。切り替えるについて、どういう点が問題であったかが全然浮き彫りになってないんです。

そうだろうと実は思っていましたから、皆さんに見ていただく資料を作りました。

ですがその前に、まず借入が181億円あります。地独法には大きな負担になるから、過去の債務として市が責任を持って返済していくという説明でした。医療センターが返済するのではなく、市が負担して返済していくということですから、医療センターによって発生した赤字なんだけど、尻拭いは全部市がしますということですね。そういうことでいいですか。

徳増健康医療部長

これまでの病院経営については、当初から市が公設病院として建設し、病院事業会計で運営してきました。病院を建てる時の設備投資は市が決定し、病院事業を運営してきたわけですから、これまで言わば医療公社という運営母体がありながら、市は直轄に近い形で運営してきたわけです。

鈴木会長

だから、市が直接経営していたのと変わらないから、医療センターには責任がないから、市が負担しますという意味ですかと聞いているんですよ。いきさつは分かっているんです。医療センターが負担するのではなくて、市が負担するということですね。

徳増健康医療部長

市が負担するということです。

鈴木会長

はい。次に医療公社の欠損が5.2億円あるから改善を目指すという説明がありました。退職給付引当金の約48億円も積み立てていませんでした。これも市が責任を持つということで、医療公社は市に頼むことになります。こういうことですね。

徳増健康医療部長

はい。

鈴木会長

医療公社の累積欠損金が5.2億円あることについて、これから地独法になって改善を目指すという説明でした。決意は分かるけど、その具体性は何かが問題になります。

次は皆さんもこの間問題にした、市職員を含めた地方公務員全員の4.8%の給与引き下げです。人事院勧告が出たのが平成17年8月ですから、医療公社は上げたのを据え置いたままの状態が18、19、20、21年度ともう4年度間続くことになります。皆さん医療公社の給与が高いとおっしゃっていらっしゃる。公立黒字病院の職員給与費対医業収益比率の平均は48.7%とあるけど、医療公社はどれくらいなんですか。

徳増健康医療部長

55.9%です。

鈴木会長

55.9%ですね。55.9%から48.7%に下げるとのことだと、7%くらい下げなくてはいけない。鉛筆舐め舐めで売上高を増やせば比率は減る。相対的に減るけど、実際やることになると、これは大変至難の業だと私は思うんです。そういう決意をお示しになったと理解をいたしております。

次に病院の診療報酬の会計方式の問題。病院事業の収入は一旦市へ入るとのことでした。

それから、病院事業に対する市の一般会計の負担があるんです。「医療センターは市民病院だから市が多少の赤字を補ってもいいではないか。水くさいこと言いなさんな」と市民の方がそういうお話をなさるんですが、既に1号負担金と2号負担金で合計いくら負担していましたかね。

徳増健康医療部長

数字(資料P.6)のとおり、2.5億円と14億円を足した16.5億円です。

鈴木会長

そうですね。既に16億円負担しているわけですよ。それで今、1号負担金の2.5億円と、2号負担金のうちの6.5億円を足した計9億円の部分の補填はいいですよということで行革審は議論にしているんです。それ以外の企業債元利償還金7.5億円が問題だと言っているわけです。それでいいですか。

徳増健康医療部長

今までの審議会の議論はその点だと思います。

鈴木会長

そうですね。ですから、市民に誤解があるのは、今申し上げたように「医療センターは浜松市の公的な病院だから、多少赤字が出てもいいし、市が赤字を補ってもいいではないか」ということ。でも補うというのは二種類あるんです。1号負担金とか2号負担金ということで、公的病院として必要なものに対して補っている部分。それ以外の部分に、例えば企業債元利償還金があるけど、これは、名前は償還金だけど実際には赤字を補っているんです。医療公社に金があれば返せるんだけど、医療公社には金がないから市が払ってあげている。これは赤字なんですね。返済できる見込みはないんですから。

そこで私が医療センターの課題と対策をまとめますと、まず借入金が180億円ある。これは市も認めています。この借入金は返済が難しいから市が負担しますということ。それから退職給付引当金の48億円も準備していませんでした。だからこれも市が肩代わりをしますということ。それから人件費で4.8%の給与構造改革が未実施となっている。市職員は平成17年8月の人事院勧告に応じて給与を引き下げた。飯田副市長、そうですね。市職員は引き下げている。だけど医療公社だけは引き下げをせずに今日に至っている。4.8%の引き下げをせずそのままにしておくと、引き下げた場合と比べて18、19、20、21年度で7億円くらいの差になる計算です。上がる時は市職員と一緒に上げて、下がる時は下げなかったというのは事実ですね。そのとおりですね。

徳増健康医療部長

はい。

鈴木会長

それから医療センターへの補助金で、先ほど申し上げた1号負担金と2号負担金の一部の計9億円は公益性のある医療を続けるためのものですから、これは行革審としては問題ないですと言っているわけです。公的な病院として事業をやってくださいということ。中身は吟味する必要はありますがね。

そこではなくて、借入金返済の補助金である企業債元利償還金の7.5億円が問題なんですよ。これは企業債の返済という名前だけど、返済というのは資金繰り上の問題であって、損益上ではそれだけの利益が出ていないから、その分を市が肩代わりして返済しているということ。実質赤字なんです。それを今まで医療公社は年600万円とか500万円の利益が出ていると宣伝していた。そういう事実ではないですか。だから職員も知らなかったという面があるのではないですか。どうですか。

徳増健康医療部長

会計は市の病院事業会計と医療公社の会計との二つに分かれていました。医療公社の決算は収支均衡または黒字という形になっていて、市の病院事業会計で負担しておりました。

鈴木会長

だから医療公社であろうが市であろうが、とにかく赤字になっていたわけですよ。そうでしょう。だけでも格好だけ600万円とか500万円とかの黒字になっている。医療公社の職員にもそう言っていたのですから、職員が非常に勘違いしていた。これは事実ではないでしょうかね。それは言えると思いますよ。そういう操作が行なわれていたことは事実です。

そういう点で、こんなに赤字なんだから大変なことではないですかと私は市民の誤解を解く必要があると思います。それでこれに先ほどの181億円と48億円が加わるんです。181億円と48億円で約230億円。それから公的医療に年9億円の負担をずっと続けるのか。10年続けたら90億円ですよ。公的医療にそれだけの負担をしたとしても9億円の赤字で、改革が無ければ存続できない。だけど行革審の各委員は、医療センターは続けるべきだということに一致している。この大前提に立っている。しかし、続けるべきだけど、どんな内容でも続けるべきだということにはなりません。これを改革しましょうということ。平成17年に給与を引き下げる人事院勧告が出たのに医療公社は応じていない。それでは話し合いもへったくれもありません。職員がノーと言えれば何でもノーなのかという事態になる。これは大変なことだと思う。市民の皆さん方には勘違いがありますから、これが一番の問題だということをご理解いただきたいと私は思っています。

さあ、そこでこういうことでもあります。4.8%の給与構造改革をしていないから大体年7,000万円くらいずつ給与が上がっている。少し言い方が悪いけど、過払いと同じですわな。17年度の人事院勧告に依ってもしも市職員並みに4.8%給与を引き下げた場合と比べ、4年間で7億1,000万円の過払いになります。それだけ差がある。仮定の話で恐縮だけど、7億1,000万円の過払いと言うと言葉は悪いけど、過払いですね。そういう点で、医療センターが存続を必要とするという前提なら、やはりなりを直さないと。ノーと言えればその状態が続くということでは無法地帯で無法者の集まりということに

なりますよ。だから改革案を提示していただくことが必要ではないのかと申し上げている。

次に職員給与費対医業収益比率です。この比率を上げるには経費を下げるということ。医療センターは55.3%で、民間の病院の平均は48.0%、公立黒字病院の平均は48.7%ですよ。これを下げないとどうにもならないわけです。ここをご理解いただきたい。公立の黒字病院は、48.7%でちゃんとやっているんです。医療センターだけに無理な要求を突きつけているとは私は思っていない。こういう数字でやっていなければ、聖隷病院さんも遠州病院さんも日赤病院さんも全部潰れてしまっている。この比率が1%違うと、どのぐらい違うんですか。

徳増健康医療部長

(人件費が1%違えば)7,000万円です。(職員給与費対医業収益比率の1%は1.3億円)

鈴木会長

1%で7,000万円だと7%で4億9,000万円、約5億円です。5億円あればやっていけるのでしょうか。5億円ではやっていられないかもしれませんね。そういう点で、医療センターの人件費は、地独法の問題と併せてよく覚えておいていただきたい。1%で7,000万円違えば7%で5億円違う。他の公立病院はやっているんだから。

以上、数字の由来や数字の具体性が欠けておりましたから、行革審が市民の皆さんに説明いたしました。「行革審は何でもかんでも利益が出ないとけしからんと言っている」という考え方が当たらないということをぜひご理解いただきたいと思います。

そこで先ほど高コスト体質(資料P.4)という説明がありました。医療公社の医師を除く職員の給与構造改革を行なうと明言されていました。

では恐縮ですが、私は総論を言いましたので、各委員の皆さんどうぞ。

井出委員

外郭団体担当の井出です。高コスト体質を改善すると明言がありましたが、医療公社の医師とそれ以外の職員の人数の比率はどうなっていますでしょうか。

医療公社鈴木常務理事

専門医、研修医等含めると120人の医師がおります。医療公社全体の職員数は約840人ですので、2割弱です。

井出委員

前回の審議会で、私は事務職員さんの給与を例に平均の金額を挙げました。医療公社の平均は、民間病院の平均より一人あたり約25万円高給、公立黒字病院の平均よりも約5万円高給です。これは職員さんの平均の給与で比較したものです。もう少し細かく申しますと、若い方も勤続年数の長い方も皆含めての平均給与です。実は医療公社の給与体系では、勤続年数の長い方は非常に高給になります。ですから一律に皆さんが高い給与になっているという指摘をしたものではありません。それから医師、薬剤師、看護職員、医療技術員、事務職員と色々な皆様が医療に携わってくださっていますが、こういった方々が皆一律に高いとも申し上げておりません。ですから行革審は医師の給与

を下げるということを言っているのではないです。行革審は、公的医療は大切だから、市が1号負担金、2号負担金を負担するのは当然だということと、浜松の公的医療を守ることが必要であるということとを主張しています。でもそのことと、医療センターの経営を立て直してくださいということとは少し質が違います。会長もおっしゃいましたが、なにかこれらの事柄を一つにまとめてしまって、「お医者さんの給料を下げるわけにはいかない」という言い方をされたり、公的医療には公益性があるのだからという形で話を持ってこられたりすると、そういった辺りを隠れ蓑にして、給与改革、高コスト体質を改善しようというお気持ちが本当にあるのか疑問に思ってしまうんです。

地独法にして、体質改善、改革をしていこうという場合には、医業収益を上げていくことと、経費を下げていくことの両面が必要です。ただ、収益を上げるのは市民の皆が応援する中でこぞってあたれますが、経費を下げることは特定の方にとっては痛みが伴います。でも、経費を下げることも本腰を入れてやっていただかないと、その部分がいつも逃げ腰になって、なにか質の違うことを隠れ蓑や盾にして、その部分がうまく実行されないということでは、いつまで経っても良い医療をする公的病院としてのあり方が実現できないと思うんです。先ほども地独法のスタート時に4.8%の給与引き下げを実施すると明言をいただきましたが、これが方針とか検討するという意味合いではなく、実行されるよう徹底した改革をスタート時からぜひ行なっていただきたいと思います。それが大変難しいことであるというのは分かります。抵抗もあると思います。でも、それなくして浜松全体の公的医療の向上は有り得ないくらい大切なことではないでしょうか。市民の皆様にも、医療センターを守りたいという気持ちは十分におありだと思うんです。その時に事の本質をきちんと見極めないままどうするかすると論議しても、結局いつまでも医療の公益性とコスト削減という考え方が向かい合っているだけに見えてしまうんです。その中には質の違いがあるということを見極めないと、いつまでも折り合いがつかないと感じます。

鈴木会長

井出委員さん、先ほど25万円高いとか、5万円高いという指摘がありましたね。月額なのか年額なのか、もう少し明細に言っただけませんか。

井出委員

はい。月額です。賞与も含め12ヶ月で割って平均しています。月額で25万円高いです。

鈴木会長

月額ですか。

井出委員

はい。

鈴木会長

具体的な数字はあるんですか。

井出委員

あります。民間病院の事務職員の平均給与は33万9,305円、公立病院の平均は54万1,442円です。医療公社の平均は58万7,786円です。

鈴木会長

井出委員がおっしゃったのは単に給与の月額だけですが、それは退職金にも跳ね返るわけですね。

井出委員

そうですね。この部分をきちっと改革することができれば、退職給付引当金の引き当て不足約48億円も減るように思います。

鈴木会長

減るわけですね。ありがとうございました。それでは次に伊藤委員。

伊藤会長代行

今までの医療公社には所有している資産がなくて、市の資産を地独法に譲渡するということでした。資本金という形になるのでしょうか。有償で買うんですかね。どういことでしょうか。

徳増健康医療部長

新法人(地独法)に譲渡しますので、無償での譲渡です。

伊藤会長代行

無償で譲渡するんですか。

徳増健康医療部長

移していくことになります。

鈴木会長

無償で譲渡するんですか。

徳増健康医療部長

事業を承継しますので、建物、土地の資産を移して新法人の所有にしていきます。

伊藤会長代行

お金の点でも無償なんですか。資本金になるんですか。

徳増健康医療部長

資本金はこれから決定してまいります。

伊藤会長代行

決定はこれからですよ。私、ずっとお話を聞いていて、片方では181億円の借入は全部市が税金で負担します、今まで引き当てていなかった退職給付引当金48億円は市が税金で処理しますということでした。それで、もう片方の新しい地独法の枠組みや数字の見込み、地独法の資本金や資産はどうなるのか。地独法で退職給付引当金を引き当てるのか。こうしたことが地独法にすると決めてからかなり時間が経っているのに、全然示されていないわけです。

私ども市民が分かりにくいのは、公会計は、いただいた税金をどう使っていて、最後にお金の動きがどうなっているかという民間で言えばキャッシュフローの部分と、損益計算書で言う赤字が一緒くたになっているんですね。地独法になると多分民間ベースで、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書の3つの財務諸表が出てくると思います。その大きな枠組みが今全然示されていないんですよ。資本金をどうするのか。引当金をどうするのか。こういうことが貸借対照表上でどうなるのか。地独法が新規に無償で施設をもらったとしても、これから新規に購入する高額な医療機器その他の資産は当然資産として計上して償却し、退職給付引当金も引き当てていくことになると思います。そういうことになると、今まで医療公社の損益として赤字だ、黒字だと言っていたのとは全然違う数字が出てくるはずなんです。その大きな枠組みが全然できていない。

その過程で、例えば職員の方の給与は、4.8%下げなければならないのに下げていなかったの、整理して今後は上げないことにするというなら、その時にどうなるのか。職員給与費対医業収益比率がどうなるのか。新しく地独法になった時にこうしたことがどうなるのかが全然示されていない。どういう病院にして、どういう理想でいきますかという目標、地独法にしたときの今申し上げたような借入金がどうなるのかも含めた貸借対照表、地独法の枠組み、それから資金繰りは当然キャッシュフローにつながるわけですから損益計算書。これらがどんなことになるのか。今、検討会議があるようですが、そこを早く議論して示していただかないといけません。個別の話はあるんですけど、非常に分かりにくい。結果として今回の話も、181億円や48億円を市で全部負担しますよということは、市が負担するのではなくて市民の税金で負担するんです。要するに、市民に、この病院を維持するために負担してくださいと言っているわけです。

ですから、今申し上げた新しい貸借対照表、損益計算書、キャッシュフローが成り立たないなら、どこをどう整理するんですか。当然収入を増やすこともあるんでしょうけど、コストも減らすことになるんでしょう。では、コストを減らす時には何を減らすのか。その中の56%を占める人件費はどうするんですか。逆に優秀な素晴らしいお医者様が来てくれると患者さんがどんどん来てくれるという意味で、医師はどうするんですか。そうした大きな枠組みが全部変わってしまうわけですから、枠組みをもう一回早く作り直して示していく。その中で一つずつどうしますかということをご議論していただいて、それを情報公開していただくことが必要なのではないかと思います。お話を聞いていて、日本語としては分かるんだけど、実際に数字でどうされようとしているのかが、なかなか分かりません。以上です。

鈴木会長

はい。どうぞ。

中山委員

今の伊藤委員の発言に関連して、先ほど借入金が181億円と言われておりましたけど、減価償却は今までずっとしていないわけですよね。しているんですか。

医療公社鈴木常務理事

減価償却しております。

中山委員

そうですか。それでは、企業債元利償還金の7.5億円というのは今年度分ですよね。そうすると以前の分も含めて、本来であれば利益償還しなくてはいけないものをどのくらい市が税金で負担したのかという金額は出ていますか。

医療公社鈴木常務理事

今手元に持ち合わせておりません。

中山委員

本来なら利益で償還しなくてはいけないのに、利益が上がらなかったことによって返済のために使われた市の税金は、実際にはこの181億円だけではなくて、もっと膨大な金額になることだけは間違いない事実だと思います。ですから、先ほど伊藤委員も指摘された点は非常に大切です。新しい地独法は全体がこういう格好になっていくんだという姿を、本当に早く示していただいて、市民の理解を得ることが一番必要だと思います。その点をぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

鈴木会長

他、山本委員どうですか。

山本委員

なぜこの問題が出てきたかのかをお伺ひしたいんですが、この病院の基本財産は5億円ちょっとでしたか。

医療公社鈴木常務理事

5億3,000万円です。

山本委員

5億3,000万円ですね。累積のマイナスは前年度でいくらでしたか。

医療公社鈴木常務理事

5億1,800万円です。

山本委員

そうすると、残っている財産は1,200万円という数字になろうと思います。先ほどから大きな数字が出ていますが、医療公社は実体として5億3,000万円の基本財産のうちあと1,200万円しか残っていない状況にあることをはっきりしておきたいと思います。たった1,200万円です。それが消えれば医療センターは基本的には無くなってしまふ運命にあった。そして、それだけしか残っていない中でマイナス181億円だとか48億円だという論議をしているわけです。我々市民の大事な医療センターを維持するためには、もうギリギリのところへ来ているということを皆さん方にご承知おきいただきたいと思います。先ほどから繰り返すように、そこが絶対的に必要なところですよ。公立でも黒字の病院があります。あるいは黒字が当たり前です。全く補助金がない世界はないと思いますが、こんな大金の補助金なくても民間病院はやっている。そうであれば、多少の補助をしても、せつかく浜松の医療体制が良いという中で、なんとか体質を良くして皆さんの役に立つ、あるいは頼りにされる医療センターが出来てほしいと願うのが当然だと思います。

前回の審議会で4.8%という金額にこだわったという反省がありました。なにも職員の方の給与を下げるだけで済まないことは皆さん方も同じ考えだと思います。あるいは期限が限られている中で、この程度の進行度合いで我々の理想とする医療センターの絵が描けているのか。描けるのかなというところも我々非常に心配するところです。ぜひ、ただ節約ということではなく、再生だということによって皆さん方のご理解を得られればありがたい。そしてこんな厳しい状況に既になっているということもご理解いただきたいと思います。

鈴木会長

今の山本委員の質問に関連してお聞きしておきたいんですが、医療公社は債務超過になりそうだというお話でしたね。そうですね。

医療公社鈴木常務理事

基本財産は5億3,000万円で、累積欠損金が5億1,800万円です。

鈴木会長

1,200万円残っているということですね。それで、医師に対して一昨年、賞与を分割で払ったでしょう。その時に、もし12月に全額払っていたら5億3,000万の資本に食い込んで、医療公社が債務超過で破産状況になるという問題があったから、医師の賞与を分割して翌年に繰越して払った。そういう事実があったのではないですか。

医療公社鈴木常務理事

全職員に対して賞与の分割支給を実施しました。幹部職員にその削減が多かったものですから、結果的に役職員には医師が多いものですから、そちらの削減が厚くなったという事実があります。

鈴木会長

その事実ではなくて、全部払ってしまうと医療公社が債務超過になってしまうと。そうすると法的に破産せざるを得ない立場になるから、だから分割でお願いしたのではないですか。

医療公社鈴木常務理事

はい。3月の年度末まで資金不足が続きますと、債務超過、今おっしゃったような事態になるということで、12月の賞与で調整させていただいたということです。

鈴木会長

だから、はっきり言ってくださいよ。調整したとか年度末は関係なくて、私が聞いているのは、資金繰りがつくかつかないかは別として、賞与を全部払ってしまうと累積欠損が医療公社の基本財産5億3,000万円をオーバーしてしまうから、法律によって破産せざるを得なくなる。だから年度末まで支給を延ばした。こう私は理解しているけど、そうではないんですか。

医療公社鈴木常務理事

12月に払いますと、その時点ではおっしゃったように債務超過になったことは事実です。

鈴木会長

債務超過になる。

医療公社鈴木常務理事

はい。

鈴木会長

そうすると医療公社は破産ですね。

医療公社鈴木常務理事

その状態になるということです。

鈴木会長

法律的にそうなるということ。その時の理事長はどなただったんですか。

医療公社鈴木常務理事

当時の理事長は菅野理事長でありました。

鈴木会長

そうですか。分かりました。そういうことで、医療公社は一昨年で既に破産状態になっていましたということですか。はい。どうぞ。

岡崎委員

市民の皆さん方がお話を聞きになられて、お分かりいただけたかどうか。端的に言うと、借金181億円と退職給付引当金48億円計約230億円の公的資金、税金を、破産した会社に投入してもよろ

しいですかということですね。

一方、「新法人による病院運営」(資料P. 9)の説明では「業務の選択と集中による経営効率の向上」、「目標管理による透明性の向上」とあります。しかし先ほど伊藤委員も指摘したように、こういう枠組みで、いくら収入で、いくらコストがかかってということが示されていません。私ども行革審が計算しますと、今のままだと年間で約9億円の赤字が出るはずですが、しかもこれは1号負担や2号負担というものを全部当然負担してもなおかつ9億円くらいの赤字が出ますということです。230億円の公的資金を投入するなら、「目標管理による透明性の向上」と資料にはありますけど、「これだけの収入があつてこれだけの支出があつて、これでなんとかやっていますので、230億円の公的資金を導入していただけますか」と言うのが筋ではないですか。今までの話では、「これだけの収入があつてこれだけの支出があつて、これでなんとかやっています」ということは、資料に書いてある文字だけです。そうですね。ですから、伊藤委員が何度も前から言っているように、まず病院の枠組みを出してください。「これだけの収入と支出があつて、それでもどうしても赤字です」と言うなら給与の4.8%引き下げが7%になるのか10%になるのかは分かりませんが、いずれにしても、「230億円をつぎ込んでいただくことによって、私どもは何とかやっています」という枠組みを出さずに、「こうなります、こういうふうにしたいです」では、なるのかならないとかではなくて、悪く言うところ「こうしたいですね」というお題目ですよ。だから230億円の税金を投入すれば後はやっていると具体的なものを、できるだけ早く市民の皆さんに公開してほしいと思います。現在そういうものを作っている検討会議の事務局があると思うんですが、早くお作りくださいと言ってももう半年くらい経っていると思います。事務局で資本金をいくらにするかとか、先ほどおっしゃった土地、建物をいくらで譲渡するか、色々な試算をしていると思います。そのきちっとした試算と枠組みでなんとかやっていますというものが出来、その代わりに230億円の公的資金を投入してくださいということだと、皆さん方にも非常にお分かりいただけるのではないかなと思うんですが、今日のお話は「こうしたいですね」という説明はありましたけど、まず先に借金を棒引きにしてください、退職金を払ってくださいということでした。それだけが先に決まってしまうのでは大事なことが抜けていると思います。ぜひ、今後は大丈夫です、医療センターは心配なく皆さん方の安全を守っていきます、という枠組みをお示しいただいて、市民の方々にもそれを見せて安心していただいて、地独法へ移るようお願いしたいと思います。

くれぐれも伊藤委員が言っていたように、まず枠組みと数字を出していただかないと、正直言って私どもも「うん、これで行けるね」ということが分かりません。今日の説明では目標管理による透明性の向上とか、評価委員会でも実績や評価を情報公開するというのが文字では書いてあるんです。職員の適正数だとか、組織を見直しますということも全部書いてあるんです。だけど、これを数字に置き換えて、やっていますという裏付けが欲しいわけですが、それをぜひ早急に検討会議と事務局で出して、見せてほしいというのが、私のお願いです。そうすることで今日ここにお集まりの皆様方にも、それならいけるという感覚を持っていただけるのではないかなと思います。

秋山委員

今日少し遅刻してきたことと、地独法の検討会議の委員を兼ねているために、発言がしにくいなと思いつつ皆さんのご意見を聞いています。根本には医療センターは今成り立っていないということがあるんだと思います。今日初めて気づいたことは、基本財産が5億3,000万円ということは、考えてみると一ヶ月分の運転資金にもならないわけですが、市と一体となって建物を建ててもらい、経営を市

にもものすごく頼りながら来ていたのが現実です。ですから、そういう意味で、行革審で言ってきた、市と医療公社の二つがあって、どこが責任をとるのか分からない形になっているところに問題があるのではないかということについては、地独法に移行することで形は良くなるんだと思います。

ただ、今鈴木会長からの指摘で気がついたのは、現金が足りなくなった時に、市長がもし理事長だったら、法律的に難しいかもしれないですけど、賞与の分割支給という小手先の対応はせず、資金を一時右手から左手に渡してキャッシュフロー上の問題を解決したのではないかと思うんです。本当は、それは良くないんですよ。フォルテは右手から左手にお金を渡せるような感じだったために、赤字でも市が家賃をたくさん払って生き延びていました。そういうことも含めて考えると、これから右手から左手にお金が渡らなくなる状態で地独法がスタートするわけですから、岡崎委員の指摘のとおり、本当にちゃんとやっていける経営計画を立てなければいけないと行革審の委員の立場ではお願いしたいし、検討会議の委員の立場では、その計画を作らないと、きっと市からも納得のいくような支援はしていただけないと思います。

設立段階では、先ほどのお話のように、運転資金のことも考えた資本金が必要です。本来はその資本金を使って建物を買い取ったり、過去の建物のための企業債を引き受けたりしなくてはいけないんですが、今のままですとそこが曖昧なまま地独法になりそうですので、そうならないように検討会議の委員の立場として考えたいと思います。

それからもう一点は、地独法はかなり大きな組織の経営になるので、経営のトップを充実しなくてはいけないと思います。これだけの組織を経営するとしたら、借金の裏書きもするぐらいの覚悟の、全責任を負う常勤の経営者が必要です。パートタイムの非常勤の委員や役員ではなくて、本当に取締役として連帯保証、借金の裏書きをするぐらいの決意の人達が経営しなければできないのではないかとすごく感じました。その前提があれば、当然労使交渉もしっかりやりますし、労働組合との話もして、給与体系を適正化することも実現できると思います。

井出委員から指摘があったように、医療公社は給与が高いんです。これは実は公務員と横並びでずっと給料を上げてきたからなんですよ。それで公務員は平成17年に人事院勧告があって、4.8%の引き下げをしました。4.8%だけで本当にいいのかということもありますけど、少なくとも公務員はしばらくの間団塊の世代が退職していくので、もうしばらくすると給与体系は結構良くなると思うんです。それを考えると今回の4.8%も医療公社であるうちに実施するぐらいの形で、新しい地独法を作らないといけないのではないかと思います。看板の書き換えだけにならない地独法化をぜひしたいと思います。

鈴木会長

はい。どうぞ。

徳増健康医療部長

各委員、岡崎委員あるいは秋山委員からご指摘いただきました経営計画ですが、早急に作りまして、次回の検討会議では大枠の骨格をお示してまいります。

鈴木会長

はい。医療センターの小林院長が10時で所用により退席だということで、もう時間になりますから退

席していただいて結構ですが、ただ、小林院長にお願いしておきたいのは、現状の医療センターの背景がこういう状況であることを十分理解して、病院の運営をやっていただきたいということです。発言は求めませんが、それだけを強くお願いしておきたいと思います。では伊藤委員。

伊藤会長代行

私は経営をしております、やはり働いている人が一番重要なんだろうと思います。企業ですと付加価値、病院ですと本当に安心して子どもがお任せできるという意味ですが、先ほどの質問でも色々やり取りがありましたように、本来経営陣の責任であるものを、医師なり事務職員に被せて逃げてしまった結果、4.8%がそのまま残ってしまったというようなことも感じるわけです。つまり、職員の方も色々強いのかもかもしれませんが、経営陣も逃げたという過去があるのではないかと。今後それはやはり許されないということ。それと先ほど申し上げましたように、理念はあると思うんですが、地独法にすることで、本当に医療センターが市民から支持されるものになり、財政的なこともきちっといけるという姿を数字の上でも示していただいて、181億円なり48億円を市民に対して負担してくださいと言うことと同時に、医師をはじめとする職員の方にもこれでいけるんだ、プライドを持って仕事をしていけるんだという数字での安心感が出ないといけません。地独法になってどうなってしまうんだ、なにか給料が減らしたいとか、こんなことだけでは絶対にまともじゃないと私は思います。

そのフレームワークをきっちり決めて、理念と同時に早く示されて、市民の皆さんからもこれで安心していい病院になると思っていただけて、財政負担も今後ほとんどなしでいけるということ。それから医療センターが本当にプライドを持って働ける医療機関になるんだということを示していくことは、経営側の大変重要なことではないかと考えます。特に、今、検討会議の委員をやっている方と理事会は、本当にそこを早く示す必要があるのではないかと。そこで安心感が出ない限り、優秀な医師に色々なことが起こる危険性があると私は心配しています。過去の流れの中で、そこは非常に曖昧なまま来ているような気がします。

特に債務超過になって行き詰まってしまうから、賞与を分割で支給してクリアしておいたという話がありました。本来ならそこで経営側が経営責任をきちっとして増資するなどの対応をすべきだったのにやらずにいた。市職員の方が給与を4.8%引き下げたのに、医療公社の職員は下がっていないのは、そういうことまで含めた理由がもしあるのだとしたら、それは非常に問題だと思います。これでいけるんだというフレームワークを早く作って示していただきたいと思います。今部長さんからも早急に作られるという話がありましたから、よろしくお願いします。

高柳委員

岡崎委員、中山委員、それから皆さんのお話を聞いていて、今日生まれた赤ちゃんから100歳を超える老人まで含めると約80万人が浜松市に今住んでいます、借金181億と退職給付引当金48億円を合わせますと大雑把に言って市民一人当たり約3万円です。市民一人当たり3万円ですよ。本来の行政予算とは別のものにこれだけの金額を投入するのは大変なことです。市民一人当たり3万円の医療センターの赤字を処理するんだという覚悟でこれからスタートしないとまずいと私は思います。

鈴木会長

はい。どうぞ。

山本委員

全く一般の市民的な考え方だと思いますが、お伺いをしたい。181億円あるいは48億円について、市が肩代わりすることは市議会をもう通っているんですか。それともこれからそういう提案を市がして、議会を通していただく必要があるんですか。

徳増健康医療部長

これから提案してまいります。

山本委員

そうすると、今日、市議会議員の皆さんがお見えであるかどうか分かりませんが、これまではいざとなれば市がいました。議会で提案が良しと認められたとして地独法になった時には、そういう安全弁を付けにくいだらうと思います。先ほど秋山委員も私も少し話したところで5億3,000万円という基本財産の問題もありました。あまりアバウトに地独法ができて、結果として市の負担が必要だということにならないよう、その後もやっていけるかどうかについては、行革審は寿命のある機関ですので、市議会でもきちっとそういったことを論じていただいて、将来まで続く医療センターを作っていく必要があると思います。市民目線は大事ですけども、代表という立場で実際に経営をする方、あるいは決定している方がここにもお見えになるわけですから、我々の論議を土台にした上で良い医療センターを作っていくことを提案しておきたいと思います。

鈴木会長

大体議論が出尽くしたようです。皆が先ほどから申し上げているように、医療センターが継続してほしいということは、100%の市民の方が希望していると私は思っているんです。だけど今のような、市民が必要としているんだからどういう形でもいいのではないかと、少し言い方が悪いけど、チャランポランなやり方で継続してほしいとは思っていないんですね。さっき市が肩代わりすると簡単におっしゃっていたけど、今の話のように議会を通してご承認をいただかなくてはいけない。市が肩代わりではなく、市民の税金で肩代わりしていただくことを、市民にお願いしなくてはいけない。こういう精神が私にはある。赤字では仕方がないから市で肩代わりするとおっしゃるけど、皆さんのポケットマネーで肩代わりするのではなく、市民が納めた税金で肩代わりするんです。これを強く考えていただかなければいけないと思います。

そこで皆さん、今も部長さんからきちんとしますという話がありましたけど、地独法になるについては、何回も申し上げるんですが今の医療センターのあり方が間違っていた。全部が間違っていたわけではないけど、問題だった点は直して、きちんとしたものを出しますということだと受けとめてよろしいんですね。

そこで飯田副市長はずっと責任者をやっていたらいいけど、私が一番危惧するのは、医療公社の役員がまた地独法の検討会議の委員になってしまうと、過去を否定する面があるわけです。地独法は医療公社とは全く違うんですよ、ということをやらなければいけない。全てを白紙にして、「安心・安

全な、地域に信頼される病院」を作る。大変に医師の先生方は素晴らしいから、あるいは職員の皆さんも素晴らしいから、生命に対する安心・安全ということでは、私は、市民は医療センターを信頼していらっしゃると思うんですよ。信頼なさっていないというのは、今の経営に信頼が全然できないということなんです。それを間違えないようにしてください。安全・安心な医師の治療をやることと、経営が安全・安心な市民の皆様から信頼される病院を作っていくことを、やはりきちんとしておいていただかななくてはならないと思います。だから飯田副市長に、今後設立準備を具体的にやっていただく上で、検討会議の経営の責任をお聞きして、それからこれからの経営責任を明確にして、所信を表明していただきたい。

飯田副市長

地独法化の道は、やはり今、制度的に今の医療公社に限界があるということです。したがって、今検討会議で新法人に向けて進めております。本日もたくさんのご意見をいただきました。先に181億円、48億円を市が肩代わりするということを説明させていただきましたが、それではなくて、まずあるべき経営計画を示してから肩代わりをお願いするのが筋だということですので、今月末の検討会議では大枠をお示ししたいと思っています。そこからが本当のスタートかなと思います。

それから、やはり今経営責任が二重構造になってますけれども、地独法では経営責任が明確になります。理事長と理事会に経営の全ての責任があることを鑑みまして、その評価についても今後考えていきたいと思っております。

鈴木会長

どうもありがとうございました。過去を引きずらないでやっていただきたい。それで私が気になったのは、先ほど伊藤委員の質問に対して、徳増健康医療部長から、不動産などの資産を地独法に対して譲渡するという話がありましたけど、無償譲渡なんですか。什器、備品含めて、固定資産を例えば50億円ですと評価して、現在の評価額での有償譲渡ということで、片方に固定資産、片方に資本金と並べないと。ただでもらうというのはどうなんですかね。過去の償却費は全部市が負担しましたけど、子どもではあるまいし、親からただでもらうということは許されないから、もしそういう感覚を持っておられるのならたまったもんじゃありませんよ。

徳増健康医療部長

説明が少し正確さを欠いたかもしれませんが、承継していきます。譲り渡していくのではなくて、病院事業を地独法が受け継いでいくということです。資産もそのように承継を行ないます。

鈴木会長

だから承継はいいんだけど、無償で承継なのか、有償で承継なのかという問題ですよ。病院をまた新しく造るわけにはいかないから、承継なさるのは当然ですね。言葉尻を捉えるわけではないけど、今までのいきさつから、言葉で明確に正確にしておかないと、「あの時承継と言ったけど有償とも無償とも言わなかった」という話になってしまうんですよ。だからやはり固定資産として有償で譲渡するのが当たり前の話なんですかね。そこが民間経営とは違うんですかね。

伊藤会長代行

償却をされているということでしたけど、今、病院の資産は土地、建物含めて簿価でいくらになっているんですか。通常は鈴木会長が言われたように、181億円の借金を税金で肩代わりするにしても、資本金を例えば30億円出したら、今の資産を30億円なり40億円、場合によってはマイナスいくらかもしれないけども圧縮して、地独法に渡して、地独法でちゃんと償却をしていくことになる。そうすると市民の負担は、181億円と、資本金を出した分から資産を買ってもらった分を相殺した部分になるし、市が出した資本金は資本として地独法に残る。そういう意味でもフレームワークを早く示してくれないと、損益がどうなっていくのか分かりません。地独法には資産があるのかないのか。償却するのかないのか。無償で譲渡するなら償却なしですから、損益は全然違ってくるんですね。また、資本金が何に使われるのかという問題もあります。

鈴木会長

7.5億円は地独法が返していくんだという認識をしないと大変な問題ですよ。地独法になっても建物はタダで使って7.5億円は市に返済してもらおうということでは、市は踏んだり蹴ったりになってしまいます。だからその辺で私は何回も申し上げるし、過去に勉強会でも申し上げましたが、皆さんの感覚を変えてもらわないと。2月の市議会に地独法の定款とかなにかをかけるという話はもう議決されたんですか。まだですね。市議会議員の皆さん方が中身を慎重にかなり時間をかけて審議していただくと期待しておりますけど、それにしてもこれはちゃんとしておかないといけません。健康医療部長がきちんとしたものを出しますとおっしゃったけど、また3時間も4時間も議論をしなければいけないようなものを出すのではなくて、委員に公認会計士とか経営者が入ったわけですから、しっかりしたものを出していただかないといけませんよ。

3月末の答申では、私どもは私どもとして、市民に納得していただけるような具体策を出したいと思います。そうでないと行革審の言いつばなしになりますから。行革審も言った以上はきちんとした提案を最終答申で行ないます。その時に、理由があれば市の考えと差があってもいいです。だけど私達は出すと申し上げて、もう時間も来ましたから次へ移りたいと思います。委員の皆さんそれでよろしいですか。ではそういうことで医療公社の問題は終わりたいと思います。どうもご苦労さまでした。だけど重荷を背負って歩くということをご理解ください。

総括（その他主要事項…補助金、外郭団体、市政経営）

鈴木会長

次は、補助金、外郭団体、市政経営です。まず補助金から、市の説明をいただきたいと思います。

鈴木財務部長

総括、その他主要事項として、21年度当初予算案での対応、20年度審議会における主な議題への対応状況について1の補助金から3の市政経営まで報告を申し上げたいと思います。

21年度当初予算案での対応です。補助金は20年度当初予算対比で8億円の減額です。それから外郭団体関係では3.6億円、市政経営では15.5億円で、総額27.1億円の減額で予算を計上

しました。

次に20年度審議会における主な議題への対応状況です。まず補助金ですが、総額としては20年度132.1億円が21年度には123.9億円になり、8.2億円の減です。削減したものは約3.1億円で、この内容は主に団体運営費の補助金で2.2億円の減、イベントの補助金等で0.3億円程度の減があります。また今回浜松商工会議所さんと浜松市医師会さんからは辞退がありました。それから対象・事業量等の減で、投資的事業費補助については施設の建設や整備などに対する補助金ですが、21年度の財政状況等で無くなった事業もあり、約14.8億円の減です。また、償還助成という各団体の借入金の残高に対して補助金を出しているものもあり、それについては残高が減少したことによる自然減的なものですが、2.6億円の減です。

次に、事業の内容等で補助金から委託料等に組み替えをしたものが約0.5億円。次の対象・事業量等の増については投資的な補助で、新たに補助したものと例えば区画整理の場所が変更になったりして増になったものなどがあり、その増は7.1億円。それから扶助費という生活援助的な補助金については、このような状況、時勢もありまして、約2.2億円の増額となっています。その他では、がんばる地域応援事業の関係で0.3億円の減額。それから先ほど申しました委託料化等については組替であり、実質的な減はありませんので、それらを相殺しますと実質的な効果額は8億円です。それからもう一つは補助金件数で、今回件数が111件の減になっております。内訳としましては廃止したものが43件、再編統合につきましては、同一同種の補助金や類似な補助金には公平性などの問題が色々ありますので少し整理しまして84件の減、それから新たに付けた補助金が16本あり、総数では111件の減で21年度の補助金は全体で189件となりました。20年度の300件から189件となっています。

その予算の内訳です。今回の考え方としては、内部評価、外部評価の結果をふまえて、補助の必要があるとされた補助金については、現制度を20年度末で廃止して、3年以内の終期を設けて、新たに21年度予算に反映したものです。それらを分類別に分けると、表に記載のとおり、1の事業費補助から6のイベント等補助まで合計123.9億円で、前年に比べ8.2億円の減となっています。この中で一番大きなものは2の投資的事業費補助で、123.9億円のうち38.1億円、全体の3割を占めておりまして、減も一番大きく7.7億円です。

個別に詳しく説明させていただきます。まず事業費補助はソフト事業、いわゆる事務的な事業に対する奨励・援助の意味で補助を交付しているものですが、1.9億円の増となっております。中身には行政代行的なものがあり、必要額を措置しました。具体的には天竜浜名湖鉄道の経営助成基金の補助金につきましては、前年20年度には1.6億円だったものが、約1.3億円の増額となり、21年度には3億円の補助金を出します。それから防犯灯設置維持管理事業費の補助金は電気代等が上がっておりますので、必要額を措置して1,500万円ほど増となっております。次に政策、奨励的なものです。これは国や県の制度に連動するものや、市の政策を推進するものでして、例えば北遠地区の小規模水道施設整備の関係の補助金等については1,500万円の増、それから材木関係で「天竜材の家百年住居事業」の補助金については1,200万円の増となっていて、これらは個別に判断しております。事業費補助としてはトータルで、前年に比べて1.9億円増えています。

次に投資的事業費補助です。これは公的施設の建設、整備の助成ですが、前年に比べ7.7億円の減です。これにつきましては21年度の市税の見込み等色々なことを考えまして、全体として減らし

たものもあります。具体的には例えば組合の土地区画整理事業費の補助金については、5.36億円ほどの減、大型商業施設の進出促進の関係については2億円の減などです。続いて3の償還助成等ですが、これは団体等の借入金に対するものです。これについては自然減的な要素もあるんですが2億円の減としています。例えば土地改良の事業費償還補助は、過去に行ないました土地改良事業の借入に市が補助しているものです。借入の残高が減少しておりますので補助金も約1.58億円の減となっていますが、それにしてもトータルでは13.13億円ほどあり、今回の補助金189件の中で一番大きな金額です。

それから4の扶助費です。これは生活援助的な補助で約2.1億円増えています。これも必要額を措置したものです。例えば私立幼稚園就園奨励金は、国の基準が上がっておりますために8,500万円ほどの増額となっています。特定不妊治療費補助金の関係では5,300万円の増、老人ホームの関係でも増えています。

次に5の団体運営費の補助です。これは団体等の運営支援に対するもので、補助金の様々な課題が一番あるところでして、これにつきましては今回2.2億円減額をしました。減額をした結果、21年度予算では約9.2億円残っています。これにつきましては団体や事業の性質、補助期間等を考慮し、15%から30%の削減をしました。今後の考え方ですが、22年度までに運営費の補助を廃止していきます。団体等の運営に対する補助は廃止しまして、補助金本来の、その団体が行なう公益的な事業に着目して補助する性格のものに転換してまいります。これは23年度予算から反映していきたいと思えます。今回、浜松商工会議所さんと浜松市医師会さんからは21年度の補助金は辞退されるというお話がありました。そういうことで商工会や医師会等につきましては、21年度にしっかりルールを作って、22年度予算から少し再編をして反映していきたいと考えます。6のイベント等の補助ですが、これは団体等のイベントに対する補助金で、21年度では3,000万円ほど減額しましたが、それでも7,000万円ほど残っています。例えば花火大会とかそれぞれの各種イベントに対して補助金を出してございまして、今回イベントの性質、補助期間等を考慮して、15%から30%程度の削減をしました。しかしながら22年度までに他のイベント類の経費を含めて、行政関与の必要性や地域振興としての位置づけを明確にした上で、23年度予算に反映してまいります。

次に長期化している補助金の状況です。今話したことで重複する部分がありますが、50年以上経過している補助金が旧補助金の本数で17件ほどありました。それらにつきましては約2.39億円削減しています。それぞれ土地改良事業の関係、社会福祉協議会の関係等についても4,100万円ほど対前年比で減額しております。それから20年以上経過している補助金は112件ありまして、それについては2.29億円の削減です。逆に増加したものもあり、先ほどお話しました私立幼稚園就園奨励金なども含めて約1.99億円追加しておりますので、相殺しますと金額としては3,000万円ほどの減になります。

今まで補助金のことについてお話をしてまいりましたが、次に補助金類似の経費についてです。特別会計・企業会計・外郭団体へ繰出金や負担金などそれぞれの名前で出ております支出金の合計についても、21年度予算では19億円ほどの減額になっています。それでも全体としては504億円ほど出ています。今回その支出金について少し整理しまして、法律などに基づくものや経費の内容から一般会計が負担すべき「義務的な支出金」は11億円減で355億円となりました。内訳はそれ

ぞれ記載のとおりですが、その中で外郭団体への「義務的な支出金」につきましては、20年度に建設公社から土地を買っておりますので、その減により大きく減っています。「財政支援的な支出金」は21年度予算では8億円減で149億円が計上されていますが、これは義務的な支出金以外のものです。特別会計に対する財政支援的な支出金は6億円増えておりますが、これは国民健康保険事業の収支の悪化に伴い増えているものです。それから外郭団体の支出につきましては、例えば今回今までありましたフォルテ関係の支出がなくなったことで2億円の減になったとか、各外郭団体が今まで随意契約でやっていたものを一般競争入札にしたとか、入札で仕事をとるようになったとか、そういう関係で減らしているものもあります。

その支出金の大きなものに下水道事業への支出があります。一般会計から下水道事業に対して総額で約68億円出ています。これも支出金の一番大きなもので、それを今後どうしていくかを少し整理しました。下水道事業は、現状では住家の密集度が高い地域の整備はほぼ終了しております。今後の整備は投資効率が低くなりますので、今後の方針が問題です。その方針については、下水道と合併処理浄化槽の費用比較を行なって、安価な方法を選択していくということと、下水道を整備する場合には住民の意向をしっかりと調査して、整備の優先順位等を決定したうえでやっていきたいと考えております。

支出金削減への取り組みですが、整備計画の見直しにより、建設事業費及び企業債残高を削減してまいります。それから職員数の削減など事務事業の合理化を図ってまいります。20年度と21年度の予算の比較では、建設事業費については約2.7億円減額となっています。企業債残高は16億円ほど減っておりますが、21年度末でまだ約1,900億円の借入残高があります。職員数は18人の減です。トータルで21年度は前年度に比べ3.5億円支出金が削減されましたが、それでもまだ68億円出ている状況です。

次に駐車場事業もなかなか問題のある事業だと思います。現状は20年度に比べれば減りましたが、それでも2.8億円の支出金が出ており、依然として厳しい状況です。民間駐車場が増加しておりますし、中心市街地の交通量の減少などもありますので、市営駐車場の必要性は薄れていると考えます。今後の方針ですが、市営駐車場は民間駐車場の補完ということと、都市施設として必要な駐車場機能を確保していくという考え方で進めます。したがって市営駐車場の民間売却なども視野に入れ、効率化に取り組んでいきます。

具体的な取り組みとしましては、4月から市内にプロジェクトチームを編成します。21年度中に駐車場の廃止を含めた次期の計画を策定します。駅南地下駐車場につきましては、現在県が運営しておりますが25年度末に市へ移管されることが決まっております。その後の運営方法や施設の改善策について経営計画に盛り込んでいきます。補助金の説明は以上です。

鈴木会長

どうもありがとうございました。市から補助金について説明がありましたけど、各委員の方々から質問をお願いしたいと思います。どうぞ。

中山委員

補助金分科会を担当しております中山です。これから見直していくと色々と説明がありましたので期待したいですが、最近経済情勢が非常に大きく変わっていますから、補助金に対する考え方もこ

の際大きく変えなければいけないという認識は市も持たれていると思います。例えば団体運営費の補助だとか、イベント等の補助について、様々な課題を抱えていると今話がありました。12市町村が合併で一緒になりましたが、よく分かりませんが声の大きいところには補助を出していたり、色々な形で出していたりする補助金があるかと思いますが。そういうものを公平という観点で、しっかりした一律のルールを作らなくてはいけない、リセットしてもらいたいと私ども行革審は緊急提言でも申し上げました。

具体的には、浜松商工会議所と浜松市医師会は21年度からゼロということで、全体では33%の減になっています。しかし例えば商工会等については、浜松商工会議所をゼロにした分で全体が減っていて、商工会はマイナス23%で並んでいますから、実質的にはそんなに減っていません。削減をする場合には、各商工会についてどこまで事業の内容に切り込んでいったかが非常に問題だと思います。それぞれの商工会が会費を集めたり手数料をもらったりしてやっているわけですけど、実は浜松市の補助金に対する依存度も非常に高い商工会と非常に低い商工会があります。ご存知だと思いますが、収入に占める市の補助金の割合は一番高いところで24%くらい、一番低いところで本当に2%弱です。そういうばらつきがある。ですからこうしたばらつきを無くすためにも、会員の数に対しての補助金の額がこうなるとか、その地域の人口に対して補助金の額がこのくらいだとか、そうしたルールを作って、22年度予算に反映する必要があるということです。

それからもう一つ。今、市の補助金のことだけを言っておりますけど、実は商工会については県の管轄で、県からの補助金がものすごい金額です。市の補助金はわずかで、例えば一番少ないところで2%弱の商工会でも県からの補助金が収入の40%だとか、一番多いところでは県から52%くらいもらっていて、なおかつ市からも補助金が出ている。もうルールがめちゃくちゃですね。「ひとつの浜松」と言われているわけですので、この際団体運営費の補助だとかイベント等の補助については、しっかりとしたルールに基づいて、誰から何を言われても公平公正ですと市民に説明できるルールを作ってもらわないといけません。今までの金額から一律23%くらい減らしましたと言うだけではまだ切り込みが足りない。今の経済情勢からすれば、もうステージが変わったんだという認識に基づいて、もっと切り込んでいただきたい。また、ルールを作ってしっかりやっていただきたいと思います。まだまだこれでは不公平感が非常に大きいですし、せつかく市長も「ひとつの浜松」と言われておりますので、たまたま商工会を例にして申し上げましたけど、他にも同じような問題がいくらでもあると思います。しっかりしたルールに基づいて補助金を出していくということ。それから新規の補助についても、当然のことながらサンセットを設けるだとか、評価点を設けるだとか、以前もこの審議会でも指摘したとおり、評価の対象にして、後でチェックができる形でルール作りをしてもらう。そういうことによって補助金にしっかりとしたルールが確立できてくれば、後々非常にやりやすくなりますから、ぜひそういう格好で公平感のある補助の仕方をしていただきたいと思います。これは私の特に要望しておきたいことです。以上です。

鈴木財務部長

そのような方向でしっかりやらせてもらいます。

鈴木会長

どうぞ。

原委員

補助金分科会の原ですが、補助金について私どもはかなり大幅な補助金の削減案を提案いたしました。しかし、前回の審議会でも申し上げたとおり、あまり期待に答えてくださっていないという感じがします。8億円の減ということですが、この中には償還金の自然減だとか、あるいは団体からの辞退まで含まれており、実質的に市のご努力で削減したのは3億円強ですから、削減が不十分ではないかと私どもは考えております。

先ほど団体運営費の補助について、22年度までに廃止して、これを事業費補助に振り替えるとの説明がありました。事業費補助は、公益性が非常に高い行政代行的な事業や、あるいは政策奨励的な事業に対する補助金ですから、そういうことになるとこれまで各団体が行なっていた事業についてまで、行政代行的な事業であるとか、政策奨励的な事業であると位置付けられて補助金が出されるということになっては、行政の肥大化につながるのではないかと思います。

先ほどの鈴木財務部長さんの説明の中で、新規に補助金を付ける場合には、公益性をよく検討して、公益性のあるものに付けるということをおっしゃっていただきましたけど、公益性のハードルをより一層高くすることが必要ではないかと考えます。そうすることで補助金の削減を図るという方針でやっていただきたいと思いますがその点についてはいかがなものでしょうか。

鈴木財務部長

おっしゃるとおりだと思います。私どもはそういう方向でやっていきますが、その具体的な担保としましては、外部評価制度の導入ですとか、今おっしゃられました団体運営費の補助を事業費補助にする場合には、その審査について例えば外部評価をいただくなど、しっかり考えてやっていきたいと思っています。

原委員

毎度申し上げますが、公益性の評価は非常に難しい問題で、お困りになることもあると思いますけども、厳格にやっていただきたい。中山委員さんもおっしゃいましたように、ぜひサンセットを設けるとか、評価機関を設けていただいて、慣例で出ている補助金を無くしていただきたいと思います。

鈴木会長

他ございませんか。はい。どうぞ。

井出委員

今回15%カットなど補助金の額が減らされた団体さんはたくさんあると思います。私も補助金を受ける団体に一部関与もしており、額が減ったことで来年度の活動が少し変わってくるという認識は持っています。それをこれまでのスタイルに甘んじたスタンスで受け止めると痛みという受け止め方になってしまうんですが、行革審が市民の皆様にご訴えている理念は、限られた財源をできるだけ有効に使って、少しでも浜松市の借金を減らして将来の市民の負担を減らし、浜松を元気にしようという呼びかけを市民の皆さん全体でやりたいということです。これは多くの市民の皆さんも賛同をいただ

けることであると思うのですが、補助金の額が減ったことを受け止める側の嘆きの声もチラホラ耳に入ります。しかし必ずしも嘆くのではなくて、これがお金の使い道を見直すきっかけだと前向きに受け止めていただきたいと思います。個々の補助金は行政サービスの延長線上にあるお金の使い方すべきものです。実際に補助金を受けて活動を展開している団体の担当者の方々が、個々に使い道を見直すきっかけにして、公益に資する使い道を考えていただければ、元は市民の税金なので、大切な市民の税金をうまく使うことで、暮らし満足度の向上につながっていくものと思います。そういう形で、私の関与している団体も受ける側としてそう考えますし、皆様にもそのような受け止め方をしていただきたいという訴えを、行革審の一委員としてさせていただきたいと思います。皆で市民の満足度、暮らし満足度向上を目指してまいりましょう。以上です。

鈴木会長

他に。はい。どうぞ。

山本委員

質問させていただきたいんですけど、天浜線への補助金が1.31億円増えています。その良い悪いを論ずるつもりはありませんが、こういった補助を付けるときには、将来どこまで付けるのか、あるいはどのくらいの目標で付けるのか。今返事をお願いしても難しいことは分かっているんですが、増える金額がかなり多いだけに、どんな経過でどうなったか知らせていただければありがたいと思います。

鈴木財務部長

この補助金につきましては天竜浜名湖鉄道の経営助成ということで、県、それから関係市町村もありますので、沿線市町それぞれで話し合っ、トータルでこの補助金ということに決まったという経緯です。浜松市としてもその中心的な団体ですので色々意見は言っておりますけれども、その段階でこの額に決まりました。答えになっているかどうか申し訳ないんですが、そういう経緯で決まって、この額をお支払いしていくことになりました。

鈴木会長

私から総括してお話を申し上げたいと思います。非常に分かりにくかったものですから、私が資料を作りましたが、その前に財務部長にお伺いしたいのは、本年度の法人市民税の税収は何百億円、来年度はどのくらいの減少額になるのでしょうか。

鈴木財務部長

21年度予算ということでよろしいですか。

鈴木会長

はい。

鈴木財務部長

20年度予算では180億円ですが、21年度予算では、約85億円の減額ですから半減、トータルで

47. 5%の減ということになっています。

鈴木会長

半分に減ったということですね。それで次の質問は、来年度は法人市民税の関係で税収が減るんですけど、再来年度、給与所得が市民の皆さん残業(の減少)やらなにやらで減りますから、この比率は影響が大きいだろうと思うんですよ。どれくらい減ると予想していらっしゃいますか。

鈴木財務部長

正直申し上げて再来年度の予測まで私の頭にはないんですが、個人市民税は約500億円あると思いますので、その分について、例えば10%なり20%は減るのではないかと考えております。

鈴木会長

財務部長は職務上数字に明るいわけですから、今年度の法人市民税が47.5%、だいたい半分になったということは、来年度、個人市民税も半分くらいになるのではないだろうかという考え方ではないんですか。10%から20%と言うと、10%で50億円、20%だと100億円減るということですね。これは責任のある話ということではなくて、おおよその話で結構です。

鈴木財務部長

法人市民税は、利益に対して税金がかかるものですから、利益が無い場合にはかからなくなります。ただ、個人市民税は市民の皆さんのお給料に対してかかるもので、市民のお給料が全体で半減するということは考えにくいと思っております。そういう意味で、先ほど申し上げたくらいの幅ではないかなということですか。

鈴木会長

個人市民税は分母が大勢ですからね。法人市民税と違って、従業員の皆さんの所得が分母になるから、各従業員の給料が何割減るのかという計算をしなくてはいけないけど、財務部長は最高でだいたい20%くらいとお考えですか。

鈴木財務部長

個人的にはそう考えております。

鈴木会長

これはおおよその話で責任のあることではないですよ。私も20%くらい減るだろうと思っているんです。そうすると100億円くらいですね。法人市民税の税収が85億円減って、このままだと個人市民税を足して185億円減ることになるということを頭に置いて話をお聞きいただきたい。

先ほど井出委員もおっしゃったように、補助金とか色々なものをかなり節約しようというのは、少子高齢化の中で、介護と子どもに対する応援をしていかななくてはならない。その上でなおかつこれだけ税収が減るということですから、かなりの考え方を持っておやりにならないといけないのではないかと、ということなんです。そこで21年度予算への反映(資料P. 5)を見ると、事業費補助は1.9億円減った、

投資的事業補助は7.7億円減った、次も減ったとこう書いてあって、全部で8.2億円減ったということになっている。だけどこれをよくよく見ていくと、例えば三つ目の償還助成等で、1.99億円減ったというのは、市が補助している色々な団体が返済していた金額が来年度は減るということであって、別に皆さんの努力で減ったわけではないでしょう。

鈴木財務部長

今のご説明の償還助成等に対しては、例えば土地改良とか、それぞれ市以外の団体ですけど、おっしゃるとおりその借入金の残高が減ったことによる自然減です。

鈴木会長

そうですね。それから例えば浜松市医師会と浜松商工会議所は辞退した。内訳を見ると、8.23億円のうち本当に市の皆さんがご努力なさって減ったのは3億円ではないかと私は思うんですけど、いかがですか。

鈴木財務部長

厳密な意味で団体さんをお願いして削減したのは3億円ということでもいいと思います。しかしながら、対象・事業量の減で17.97億円という数字があります。これについては、先ほどからお話がありますように、21年度の財政状況は法人市民税の税収が85億円減っておりますので、こういうものも大きな意味で言えば削減したと言えると思います。

鈴木会長

組み替えたという5,300万円も、他の名前に変えてくっつけたものですね。

鈴木財務部長

ですから先ほど実質的な効果額のところで、それについては実質的な減ではないと説明させていただきました。

鈴木会長

8億円の減という話でしたけど、私ども行革審の捉え方も、傍聴に来てくださった市民の方も、「8億円と言ったって、なんだい実質は3億円だったのかい」という認識を持たれるか、「市の言うように8億円だった」という認識を持たれるのか。ものすごく違うと思うんですよ。だけど行革審としては削減したのは3億円だと理解している。これが正常な市民の考え方だと私は思っています。

そこで、市長さんは、合併した以上は「ひとつの浜松」ということを非常に力説していらっしゃる。私も合併しておきながら分散してやるなら合併しないほうがいいと思いますから、やはり合併した以上は全部「ひとつの浜松」という認識の上で色々なことをやっていく。補助金もそう。

さあそこで、市の対応の例を出したいと思います。市が補助金を出している花火大会は、三ヶ日と鹿島と中野町なんです。これらの花火大会には市が補助金を出しているんです。市が委託料という名前で直接経費を支出しているのが弁天島花火大会。佐鳴湖の花火大会をはじめいくつかの花火大会は市が負担していない。それから観光協会などが補助しているのは都築と気田の花火大会。こ

れは言い方を変えると、市が各地の観光協会とか商工会に補助をしている。まちまちなんですよ。まちまち。

今度浜松商工会議所は補助金を辞退しましたね。それに対して各地の商工会がどうなっているのかというと、商工会の補助が大きく違うんです。「ひとつの浜松」になっていないんです。花火大会の分を含めて商工会へ補助をしているところもあるし、別の花火大会は市が直接支出している。まちまちなんですよ。商工会への補助がどうなっているかというのを見ていくと、浜松商工会議所はゼロになるけど、篠原商工会、庄内商工会、可美商工会はそれぞれ135万円、浜北商工会は1,800万、天竜商工会は2,000万円、舞阪商工会、雄踏商工会はそれぞれ700万円、細江商工会は1,100万、引佐商工会は850万円、三ヶ日商工会は1,250万円。花火大会の分が含まれているところと含まれていないところがあるから、ものすごい差があるんですね。弁天島花火大会が開催される場所があるのは舞阪商工会ですね。700万円となっているけど、市が弁天島花火大会に直接支出しているのはいくらですか。

鈴木財務部長

たしか1,000万円程度だったと思います。

鈴木会長

そうすると舞阪商工会への市の補助金は700万円と私は申し上げたけど、弁天島花火大会には市が直接経費で1,000万円出している。商工会にはこれに加えて県も補助金を出しているんです。だからそういう点で、同じ花火大会や商工会一つとっても「ひとつの浜松」になっていないんですよ。調べてもらったらこんな状態でした。「ひとつの浜松」としてキャッチフレーズでやるんだったら、こういうまちまちな市の対応を、21年度には仕方がないけど、将来と言うのではなく、「22年度には全部直します」と言えないですか。

水谷商工部長

商工会の関係のご指摘が今中心になっているかと思いますが、それにつきましては本当に今ご指摘のように、補助基準が各旧市町村でまちまちでした。21年度に統一的なルール、要綱を定め、22年度に適正に処理して予算に反映していきたい。そのような方針で臨んでいきたいと思っております。

鈴木会長

「方針で臨む」のではなしに、「それをやる」と言ってくれないと。もう来年度には行革審は無いから、「やると言ったけど、あれはやると言っただけで」という話になってしまうから、「検討したい」とか「見直したい」という言葉はやめて、水谷部長さん、「22年度にはこういうまちまちなものは全部直す」と宣言してくださいよ。

水谷商工部長

はい。21年度にしっかり検討して、見直していきます。

鈴木会長

大丈夫かな。検討と見直しを取らないといけないですよ。舞阪も浜北も天竜も佐鳴台の市民の方も傍聴にお出でになっているんですよ。そんなことでは「ああそうか、自分の地域は得したな」とか「自分の地域は損したな」と皆さん思っているんじゃないかな。それを「ひとつの浜松」を宣言するなら「直します」と言ってくださいよ。他にもあるんです。1万人が見る花火大会と、10万人が見る花火大会では補助金が違っていてもいいのではないかという話も出てくる。いずれにしても「ひとつの浜松」を標榜する以上は直していただくということ。

それからもう一つ。浜松市医師会が150万円の補助金を辞退されたというのは、市の皆さん方の努力ではなくて私の努力なんですよ。そうでしょう。それは否定しないでしょう。これは、医師会というところでは、そういう運営の補助なんてもう辞退したほうがいいのではないですかと。物乞い的な発想はやめるべきだと私が話をしたんです。だけどまだやはり雄踏医師会には180万円、浜松市歯科医師会には200万円で、浜北医師会の135万円を除けば他は少ないんですけど、飛び出ているわけです。こういう団体に、「浜松市医師会さんは辞退なさいましたから、全員右にならえでやっていただけませんか」というお願いをなされたのか、なさらなかったのか。どうですか。

徳増健康医療部長

各医師会の長、あるいは役員会に出向きまして、削減をお願いいたしました。それから浜松市医師会の山口会長さんも、全部の医師会が集まっている席上で、我々は辞退するので皆さんもどうかというお話をされました。

鈴木会長

いや、それでも2割減ということで落ち着いたんですか。

徳増健康医療部長

はい。各医師会が今まで住民に対する健康まつりであるとか、健康の相談事業だとか、色々な事業をやっております。今までの経緯の中で努力するものは努力するということで、2割減でご理解をいただきました。

鈴木会長

この2割減が気に入らないんです。ということはどういうことかと言うと、浜松市医師会が辞退をしたものを加えて、「30%減らしました」という話なんですね。だから浜松市医師会を除けば、今おっしゃったように20%減なんです。30%、20%どっちなんですか。

徳増健康医療部長

20%減です。

鈴木会長

20%減ですね。浜松市医師会さんが辞退していただいたから、その分を除けば20%減であって、30%減にはなっていないんですよ。そうではないですか。そういう点が間違いを起こしやすいということ

になるし、それから今日他の医師会さんもいらっしゃっていると思うんですけど、今健康相談とかなんとかおっしゃったけど、運営費補助の話ですよ。事業費補助の話ではないと思いますが、どうですか。

徳増健康医療部長

補助金の中身は、今は団体補助の中で運営補助として分類されていますが、中身の一つひとつについて、研修会の開催でありますとか、講習会でありますとか、そういった事業的なものも含まれております。

鈴木会長

それを「ひとつの浜松」として統一していくという今の水谷商工部長の話と一緒に、そういうものを22年度には統一してちゃんとするんですか。

徳増健康医療部長

はい。21年度中にルールを作りまして、22年度から実施してまいります。

鈴木会長

21年度の予算が決定したとしても、年度途中で辞退いただける団体がいくつもあると私は見ているんですよ。よく話をすればご辞退いただける団体は他にもあると思いますから、我々もお手伝いしますけど、ただ越権になりますから市の皆さんにやっていただかないといけないということ。今鈴木財務部長さんがおっしゃったように、来年度は税収が180億円以上減るんですよ。それでご高齢の方も増えてくるということですから、もう少し皆さんももっと積極的にお願いしたいと思います。

132. 1億円から減らしたのは3億円くらいで、増やしたほうが多いわけです。ですから、増えた分は減らすという発想でなければいけない。増えるほうは増えるけど、減らすほうは少ないということではいけません。今度新規に増えたのはいくらですか。

鈴木財務部長

今年度に新たに付けた補助金ということですか。

鈴木会長

13億円ですね。13億円増えている。

鈴木財務部長

これは新規というより、増額になったものも含めて13億円ということです。

鈴木会長

なんでもかんでもとにかく13億円増えたことは事実です。それで8億円だ3億円だと言ってはいけないのではないですかと申し上げておきたい。ぜひご努力をお願いしたいと思います。補助金の問題は以上です。ご苦勞さまでした。いずれにしても、花火大会一つを見ても「ひとつの浜松」になって

いない。これをちゃんとしていただきたい。

次は外郭団体です。これも市からご説明をいただいて、それから色々とお話をしていきたいと思います。

清田企画部長

外郭団体について説明させていただきます。まず経営健全化への取り組みです。本年度外郭団体に関する基本方針を策定し、それに基づいて経営健全化に努めたところです。具体的な項目として、職員派遣や財政支援状況を情報公開する点や、財政的な効果という面では契約の適正化に努めました。外郭団体に対してこれまで直接随意契約で業務委託していたものを競争入札化するであるとか、また指定管理についても非公募であったものを公募化するといったことにより、財政効果額が生じています。

また、外郭団体の整理につきまして、昨年度及び今年度解散した団体が三つあります。社団法人引佐町自然休養村公社及び株式会社フォレストみさくぼは昨年度解散しておりまして、今年度清算完了見込み及び清算完了です。また、浜松都市開発株式会社(フォルテ)につきましても今年度既に解散しており、今年度末に清算を完了する見込みです。これによりフォルテに対する賃借料として約2億円強の財政効果が出てきます。

今後の統廃合です。行革審でもご審議いただきました浜松市土地開発公社(以下「土地開発公社」)、財団法人浜松市建設公社(以下「建設公社」)、及び財団法人浜松まちづくり公社(以下「まちづくり公社」)についてです。土地開発公社については以前の行革審審議会においては27年度に廃止予定と説明させていただいておりますが、これについても再度見直しを行ない、廃止予定を25年度に前倒しします。現在土地開発公社が保有している土地の、着実な処分の実施を今後進めていきたいと考えます。建設公社につきましては、土地開発事業を廃止し、22年度にまちづくり公社に統合する予定です。これをふまえ、まちづくり公社の事務事業も整理し、21年度末にはまちづくりセンター事業を終了したいということで、今その方向に向けて作業を進めております。次に重点的な取組団体として、財団法人浜松市清掃公社(以下「清掃公社」)と財団法人浜松市フラワー・フルーツパーク公社(以下「フルーツ・フラワーパーク公社」)の二つを掲げておりますので、それぞれ所管の部長から説明させていただきます。

尾高環境部長

清掃公社の経営健全化について説明を申し上げます。清掃公社は過去に市から補助金を受けたり、随意契約の委託業務を受けたりしてまいりましたが、経営健全化計画を着実に実施することにより、市からの支援を受けずに黒字経営となってきたところです。しかしながら今後下水道整備の普及によって、し尿収集量が減少し、このままですと赤字経営が見込まれることから、平成19年4月に19年度から28年度までの10年間を計画期間とします第2次経営健全化計画を策定し、自立した健全経営を目指して取り組んでいます。しかし計画に定めたもののうち、いまだ実施できていない項目もあることから、21年度中の達成に向け引き続き努力し、黒字経営を継続するよう指導しています。実施済み事項は、まず精勤手当の段階的な廃止で、19年度から21年度の3カ年度で廃止してまいります。退職時の特別昇給制度の廃止ですが、従来退職時に二号給特別昇給をしておりましてけれども、19年度退職者から廃止しております。また、健康保険料の負担割合の見直しですが、従来本人

3対事業主7としていたものを本人5対事業主5としました。部制の廃止による組織のスリム化は、20年度から部長と副参事職を廃止しています。更に退職者不補充による職員数の削減で、20年度は59人から53人に減員しております。

次に未実施事項で三点あります。一点は給料表の見直しです。現在の給料表は15年度に見直しをされたもので、民間と比べて高いことから新たな給料表に見直すべく21年度中の妥結に向け交渉してまいります。二点目に手当の見直しがありますが、これにつきましても住居手当、通勤手当など市職員に比べ高いものがありますので、給料表と同様交渉を続けてまいります。三点目に非常勤職員の報酬額引き下げで、15年度に見直されたままです。今月開催されます理事会に諮り、21年度に見直しを実施する予定です。次に今後の方向性です。経営健全化計画の目標を達成できなかった場合には、自主的運営組織の形態として民営化も含めたケースを想定し、21年度中に経営形態を検討することとしております。また新しい公益法人制度が20年12月から施行されております。清掃公社としましては、公益財団法人を目指すこととしており、21年度中に検討し、22年度の早い時期に申請するための県との協議を進めてまいります。認定されるか否かの見通しにつきましては、県の公益認定審査会での審議結果によるため、現時点では分かりません。なお申請期限は平成25年12月末となっています。もし公益財団法人への認定がなされなかった場合につきましては、一般財団法人として業務を行なう考えです。今後も収入増を図るための努力をさらに続けるとともに、経費の削減につきましては二つあります労働組合と交渉を継続させ、第2次経営健全化計画を達成するよう指導してまいりたいと考えております。

次に一区域一業者の許可についてです。まず、一般廃棄物の収集運搬につきましては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」によりまして市町村に処理が義務付けられています。現在は一区域一業者の許可ですが、仮に一区域一業者とせず収集区域を自由化すれば、例えば遠隔地でありますとか狭隘な箇所などの収集効率の悪い不採算地域からの撤退や料金の高騰など、し尿が安定的に収集されにくい状況が予見されるとともに、収集効率の良い地域では価格競争が予想され、また、サービスの低下を招く可能性があり、一時的には安価で良質なサービスが提供できても長続きしない可能性があるなど、市民の生活環境に支障を及ぼす可能性があると考えます。したがって一区域一業者に許可を与えることで区域内のし尿の収集に責任を持ってあたらせ、定期的かつ確実な収集の実施を求めることから、一区域一業者が妥当と考えています。清掃公社の説明は以上です。

中津川農林水産部長

フラワー・フルーツパーク公社について説明させていただきます。フラワーパーク、フルーツパークについて、これまで経営の健全化、管理運営形態の見直しなどにつき様々なご指摘をいただいております。第1次行革審の答申でも、フラワーパークと隣接する動物園を館山寺の総合公園として一体化して管理運営する方法はどうかというご指摘もいただきました。これまで動物園とフラワーパークの一体化について検討し、入場者が満足できるコスト、また最小のコストで運営できる仕組みを試算してまいりましたが、一体化による新たな施設整備の経費、あるいは料金を統一するという設定での課題点等で、入園者が大幅に伸びる状況は見込めないという試算もあり、経営的には期待するほどの効果は表れませんでした。次に、フラワーパークは開設時の当初の設置目的の一つでありました花き農家の振興という目的と共に、館山寺の観光的な資源の一つとも言えるわけですが、状況の変化から農業振興に果たす役割という側面は薄れてきていると言えます。しかし館山寺地区の観光資源

の一つであることから、施設としましてはフラワーパークを存続させる方向で、運営形態の見直しと併せてなお検討していきたいと考えます。フルーツパークは開設時の役割、目的等、現在置かれている環境、土地や園の収支の状況等をふまえて検討してきておりますが、今後施設の基本的なあり方の見直しを行なっていきたいと考えます。フルーツパークの機能をフラワーパークへ移転する、集約するということについての可能性、あるいは施設を縮小する、統廃合する、他の用途へ転用するということにつきましても検討しています。

次にフラワーパーク、フルーツパークの用地についてです。フラワーパークと動物園は館山寺総合公園という位置付けですが、借地が多くなっています。館山寺総合公園は施設面積の65%程度が借地です。館山寺総合公園は都市公園法に定める都市公園という位置付けがされており、私権が制限されています。このことから事業の継続に影響を与える問題の発生の可能性は低いと考えられますが、施設を安定した状態で運営していくためには、市の所有とすることが望ましいと考えます。このことから、地権者からの要望により、市の買取り基準に従い買い増していくことといたしたいと考えます。次に、フルーツパークにつきましては、敷地面積の約50%強が借地です。フルーツパークは都市公園法などに定めるような法的な位置づけはされておりません。このことから土地利用を含めて施設のあり方を総合的に検討してまいりたいと考えます。

今後整理すべき課題として五つ挙げております。借地を含む土地の取り扱いをどのような形にしていくか。フラワー・フルーツパーク公社としての運営は市からの負担も多く、資産管理との問題もありますが、運営形態のあり方について課題を考えていきたい。また、フルーツパーク機能維持の手法として、フラワーパークへの機能の集約化を考えておりますけども、どのような手法でやるのが最も良いかを検討していきたい。そして市の財政負担の調整ということで、機能の集約化など新しい形態をとると新たな財政負担が生じることも当然考えられるわけですから、この部分についての調整を図りたい。また、公益法人としてのフラワー・フルーツパーク公社のあり方では、公益法人制度の改正がありますので、公益法人としてフラワー・フルーツパーク公社が存続できるかどうかという課題もあります。このような点を、今後早急に結論を出すべく詰めていきたいと考えます。総括として、フラワーパーク、フルーツパークにつきましては、資産や負債、借地の状況等を踏まえて、公益性や収益性などの現状分析を行なう中で、施設の存廃、実施主体、借地を含めた資産のあり方などにつきまして21年度には結論を出すことにしたいと考えます。以上です。

鈴木会長

それでは今の各外郭団体について、委員の皆さんのご意見を出していただきたい。まず私から、清掃公社の問題ですけど、経営を健全化計画に基づいて着実な実施をしていると説明があつて、精勤手当や退職時特別昇給もやめたとか、職員も減らしたとおっしゃっていましたが、市職員と比べて給与は高いんですか。低いんですか。

清掃公社岡田理事長

現在、手当の中には高いものもあります。また給料の基本となります給料表につきましては、17年度以降見直しておりませんので、市職員より高くなっております。

鈴木会長

そうですか。そうすると、先ほど医療公社で問題になりました4.8%の件と同じですね。

清掃公社岡田理事長

そうです。

鈴木会長

これはどうなっているんですか。

清掃公社岡田理事長

その件につきましても、実施済みの事項のものと同様に、二つある労働組合と交渉をしてまいりましたが、今言いました給料表の改正については妥協点に達することができず継続審議になっております。

鈴木会長

そうですか。そうすると、色々な外郭団体がある中で、医療公社と清掃公社だけが市の職員よりも高くなっているのが未解決で、4.8%の引き下げはしていないということですね。

清掃公社岡田理事長

現時点では実現ができていないということです。

鈴木会長

そうすると飯田副市長、市の外郭団体がたくさんありますけど、4.8%をやらないでそのまま来ているのは、医療公社と清掃公社の二つだけということですか。

飯田副市長

そのとおりです。

鈴木会長

そうすると、どうなるのでしょうか。私は分からないんですけど、やらなければやらないで通るんですか。市民にどう発表するんですか。先ほどの議論で、医療公社はこのままだと市職員よりも7.1億円の過払いになっている。清掃公社は何億円くらいになるんですね。市の管轄下にありながら、やらないならやらないで済むと理解していいんですか。

清掃公社岡田理事長

私ども清掃公社の立場としては、当然市の指導、すなわち市の職員並みにしなさいという指導を受けておりますので、これは実現しなければいけないと思って努力してまいりました。

鈴木会長

「努力してまいりました」と言っても、聞いている傍聴の市民の方は「どんな努力をなさったんですか」と言いたくなりますよ。人事院勧告は平成17年8月ですから、どんどん給料が払われてるわけですよ。

清掃公社岡田理事長

現実に実現されていないわけですから、ここで言い訳は申し上げませんが、結果的に労働組合と妥結に至らなくて実現できていません。一日も早く実現化できますように、労働組合と交渉を続けていきます。

鈴木会長

今も労働組合と交渉を続けているという話ですけど、できないということになると、交渉し続けて50年経ったら今の人はいなくなるわけですよ。だから聞いていると、理事者側は真剣に市民の皆さんのことを考えているのか疑問ですね。理事が給与を支払っているのではなくて、市の税金や手数料で給料を支払っているわけですから。市の負担なり市民の負担を軽減するということからすると、誰にも責任はないんですか。副市長どうなんですか。もうやらせておくしかないということですか。

飯田副市長

市の指導がやはりこれまで徹底していなかったと率直に反省しなくてはいけないと思います。医療公社も今度は明確に指示をいたしまして、医療公社もやると言っておりますので、清掃公社においても同じことだと思えます。

鈴木会長

この間話を聞くと、清掃公社は独立していて市に迷惑をかけていない。理事会の理事は評議員会によって決まって、評議員会の評議員は理事会によって決まる。こういうキャッチボールみたいな話をしましたけど、市とは何も関係がないんですか。市の外郭団体だから市の管轄下にある、最終責任は市長にあると理解していいのではないのでしょうか。

飯田副市長

清掃公社も8割以上市が出資しており、そうしたことで理事長以下市の幹部が理事に入っております。したがって責任と言われますとやはり市の責任はかなり重いと思います。徹底してやっていただくよう指示することを申し上げたいと思います。

鈴木会長

市民の皆さん、お聞き及びのように、清掃公社と医療公社だけは給与が上がるときは市並みに上げておいて、下げる時は絶対下げない。それは労働組合がノーと言っているからできません。こういう事実であるということをよく市民の皆さんにPRしていただきたいと思います。本当に被害を受けるのは市民なんです。そういう点が今まで隠されていたというか、あまり公にされていなかったからこういう問題が出てきている。だから私は市民の皆さんに関心を持っていただくことがやはり非常に重要だと

思います。

この間も理事長に話を聞くと、清掃公社の理事会の理事は評議員会で決まり、評議員の人は理事会で決まるというキャッチボールの話が出まして、市は何も関係ない、一切頼りにしていませんという話でした。だけど今話を聞くと80%以上は市が出捐しているわけでしょう。そんなに儲かっているなら減資したらどうですか。減資もやらなくてはいけないし、この間話を聞くと、諸待遇は市の基準に準ずるとなっていたのに、市に準ずるという規定を外したということでした。今申し上げたように、市職員や他の外郭団体より低いから「準ずる」を外したというなら分かる。それなら理解できるけど、今市職員より高いのに基準を外したということは、益々高くなる可能性があるということになる。だからこれはやはり一清掃公社の問題ではなく、市の責任として明確に答弁をしておかないと市民に答えられない。市議会議員の皆さん方も、その辺をはっきりしないと。市民の税金と手数料ですからね。それを強く私はお願いしておきたいと思います。

それからフラワーパーク、フルーツパークについては、先ほども話があったように、フラワーパークは65%、フルーツパークは50%が借地ということで、この前地図を広げたらまだらに借地があって、今、フラワーパークは法律的に私権が制限されているけど、フルーツパークはされていない状況だという説明を聞きました。これも21年度中に決めるというお話ですから、それを厳守していただいて、買うのか買わないのか、返すのか。先ほどは賃借料の話が出ませんでしたけど、市全体で年間数億円あるのではないですか。小学校、中学校で借りている土地もあるし、フォルテにも賃借料をかなり払っていたはずだと思うんですけど。

清田企画部長

土地については約8億円あります。建物はフォルテを含めて5億円ほどです。

鈴木会長

土地が8億円で建物が5億だから年間13億円ずつ払っているということ。余程でない限り民間企業の場合は借地を使わないんですよ。自己所有です。皆さん方だって、借地と自分の土地がまだらに入り組んでいるところに自宅を建てていらっしゃるんですか。もしそういう市職員の方がいたら手を挙げてみてください。そんなまだらな借地に家を建てるなんてことは誰もやっていらっしゃらない。だからその感覚で仕事をやってもらわないと困るわけですよ。具体的に年間でいくら買ったのかとか、地主から買ってほしいと要求があったのは何件とか、遺産相続人が分散して何人になったとか、色々な数字はありますけど、もう時間がありませんからここでは省略します。ですけど、早く買ってしまうということで、今部長から説明があったように、21年度中に全部決めていただくことをぜひお願いします。

特にフラワーパークは農業振興という面は外れていて、観光に重点を置きたいというお話がありましたね。そういう立場でどうするのかということをやったりやっていただきたい。フルーツパークの説明のところは期限が書かれていないんです。他のところは21年中にやるとかなんとかが期限が書かれていた。「機能のフラワーパークへの移転、集約化についての可能性、施設の縮小、統廃合、転用等について検討している。」(資料P. 22)とある。皆さんの「検討している」はやらないということなんですよ。だからいつまでに結論を出すということをお願いしたい。特に土地に法的な位置づけがないというのは大変な問題になりますから、それをやっていただきたい。

清掃公社では歯切れよく書いてあるところがありました。「22年度の早い時期に公益財団法人の認

定申請をするため、県との協議を進める。」(資料P. 20)となっています。これは制度だけの話ですけど、その上の未実施事項についても手当の見直しとかなんとか色々あるのはちゃんとしていただかなくてはいけない。「理事、評議員等の報酬額を引き下げ」と書いてあるけど、いくらだったんですか。

清掃公社岡田理事長

理事は非常勤でして日額制で決めております。現在は1万1,300円です。

鈴木会長

それは他の外郭団体より高いんですか。

清掃公社岡田理事長

はい。既に減額措置をした外郭団体も多く見られますが、当清掃公社につきましては、15年度以降見直しておりませんので、高い部類に入っております。

鈴木会長

高い部類というのはどういう部類ですか。一番高いとはっきり言えないんですか。

清掃公社岡田理事長

現在おそらく一番高いのではないかと思いますので、他外郭団体並みに平成21年4月から引き下げてまいります。

鈴木会長

どうもご苦労さま。他は15年度からやっているというから、そういう点はちゃんとしなさいといけません。それから清掃公社は、市の支援を受けてないとおっしゃっていらっしゃるけど、この前岡崎委員からも発言がありましたように、一区域一業者ということは独占ですよ。市役所も独占ですよ。もし二つ市役所があれば、安いほうへ行くということになるかもしれない。そういう点で独占という大変な恩恵を受けていることを認識しないといけません。「市の影響を受けておりません、独自でやっております」と言うけど、独占というものすごい利益を受けていることを理解しなければいけません。

秋山委員

よろしいでしょうか。

鈴木会長

どうぞ。

秋山委員

時間が超過してるのを見ながらの質問ですごく気が引けるんですけど、二つだけお願いします。

一つは、フラワー・フルーツパーク公社は4.8%の給与引き下げを実施しているということですよ。

同じ外郭団体で、なぜフラワー・フルーツパークは実施できて、清掃公社は実施できないかという、実施の経緯について少し教えていただけると、清掃公社も実施できるのではないかと思います。

フラワー・フルーツパーク公社水野理事長

フラワー・フルーツパーク公社からお答えすべき質問ですね。フラワー・フルーツパーク公社は、給与については常に市の方針、指示といたしますか、そういった人事院勧告などを察知し、その基準どおりに行なっていた経緯があります。一昨年の人事院勧告については、低くするものは低くして、勧告では少し上げるものもありましたけど、それは見直さないことにしております。そんな形でやってきています。

秋山委員

ということを受けて、清掃公社は実施できるんですか。

清掃公社岡田理事長

清掃公社のことを少し申し上げさせていただきますと、過去には給料のみでなく、賞与や退職金も市より高い水準にありました。平成15年時点では賞与、退職金、給料も含めて市並みに引き下げました。しかしその後、市は17年度の人事院勧告に伴って4.8%の給与の引き下げを行ないましたが、清掃公社ではいまだ実現できておりませんので、21年度中にはできますよう努力してまいります。

秋山委員

努力すると言っても労働組合があるわけですから、できない可能性があるわけですね。

清掃公社岡田理事長

はい。労働組合と妥結できるように努力をしておりますが、相手のあることですからここで確約はできかねます。

秋山委員

理事長は下げられたんですか。

清掃公社岡田理事長

理事長の報酬は、平成19年4月から8%の引き下げを行ないました。

秋山委員

だとしたら強い立場で臨めますよね。

清掃公社岡田理事長

当然労働組合には労働組合なりの主張もありますので、話し合いをしていけば一致点が見つかると思います。

秋山委員

皆さん納得できるのでしょうか。

鈴木会長

それは聞いている皆さんは全然納得できませんわな。17年8月からだいぶ経っていて今一致点を見つけるとおっしゃるけど、先ほど言ったように清掃公社と医療公社だけがやっていない。そうすると飯田副市長さん、経営責任はどうなるんですか。それでも天下りで3年なら3年やらせるんですか。それではおかしいですよ。市長は4年に1回洗礼を受けるわけです。

飯田副市長

清掃公社あるいは医療公社の理事長が、任命された期間最大限努力して経営健全化を進めることはもっともなことです。しかし理事長個人に責任があるのかどうか。理事会においても十分機能していなかったという点がありますので、今の段階でそれ以上の責任論については申し訳ありませんがお許しをいただきたいと思います。

鈴木会長

私は存じ上げていなかったんだけど、医療公社は100%、清掃公社も80%以上が市の出資だということですから、民間では考えられないのではないかと。民間では100%出資の子会社や80%出資の子会社の業績評価は社長以下やるんですよ。全部一律にやらないなら話もまだ分かるんですけど、一部のところだけやってない。それでものほほんとしておられるということ自体、どうなんでしょうね。市民の皆さん。

山本委員

今の話の中身で我々勉強会をやらせていただきまして、その中で一番問題視したお話がありました。先ほど鈴木会長からも指摘がありましたが、清掃公社は事業を独占しています。公益性があっても独占的にやることはなにも悪くありませんが、給与が高止まりしている理由の一つに黒字であるからというような話がありました。完全な営業形態で黒字であるなら話は別ですが、あくまで公益性に基づいた独占事業という形でやられている中で、黒字であるというのは給与が高止まりしている理由にはなりません。もしそれであれば市民の皆さんからいただく手数料を安くしていただくというのが当たり前です。ですから論議の中でそういう言葉があったかどうかは分かりませんが、先日の勉強会では管理者の方から黒字だという話が出ましたので、それだけは交渉の理由にならないということをこの場ではっきりしておきたいと思います。

鈴木会長

どうもありがとうございました。他にありませんか。はい。どうぞ。

井出委員

フラワーパーク・フルーツパークについて、先ほどのご説明の中で、入場者数の伸び悩みですとか、借地の比率が非常に高いとか、そういった多くの課題があることが分かりました。そして運営の見直し

を今後に向けて検討していくというお話でした。いずれ結論が出る時期が来るとは思います、そのフラワーパーク・フルーツパークの存廃を結論する際には、検討の結果を議会や市民にぜひ公表していただきたいと思います。と言いますのは、フラワーパーク、フルーツパークは市民が大変愛着を持っている施設です。浜松市民の方でしたら、特に子どもさんでしたら、どちらの施設にも一回は遊びに行かれたことがあるのではないかと思います。大変思い入れもあります。それが、検討の経過が分からないままに結論だけを出されると、反発としての受け止めが起きるのではないかと懸念しております。行革審は先ほども言いましたけども、将来のことを見込んでの改革ということを提言しているわけです。提言を市民の皆さんに受け止めていただく時も、事実を正しく受け止めているか、事実を知っているかいないかで、結論に対する受け止め方も違ってくるとは思います。市民の皆様全ての方に正しい課題認識ができて、本質を見極めた受け止めをいただけるよう、つまりは市が出される結論がどういう結論かは分かりませんが、どういう結論が出されるにしても、市民の我々が納得できるように、検討の過程についても情報公開をしていただきたいとお願いさせていただきます。

鈴木会長

どうもありがとうございました。そうしましたら「統廃合を決定した団体」(資料P. 18)を見ていただきたい。土地開発公社は、27年度の廃止予定ではあまりにも遅すぎると行革審が申し上げたことで2年前倒しされました。2年前倒しは進歩だと思うけど、現在未処分の土地はどれだけあるんですか。何十万坪とあるんですか。

鈴木財務部長

面積については今数字を持ち合わせておりませんが、償還残高の総額は200億円程度であると思います。

鈴木会長

200億円ですね。そのうち公共用に使われるものと、民間へ売却するものとの内訳はどうなんですか。

鈴木財務部長

基本的に、土地開発公社は市からの要請で土地を買っておりますので、基本的には市が使います。しかし、もう使えなくなっている土地もありますので、今後整理をしっかりしたいと思います。基本的には市が取得しますが、それをまた民間に分けるというような形で処分していきたいと思っております。

鈴木会長

総額で200億円という金額は非常に大きく見えますけど、その大部分は市が使うという前提ですよ。だからここで言う「保有土地の着実な処分の実施」とは、公共用に使われるものを除いて使わなくなった土地、言い方が悪いけど不良資産のことだけです。市が保有しておいて今後使うという土地は除いておいて、遊休資産というか不良資産になっている土地があるのは仕方ないからそこまで文句を言う筋合いはないと思うけど、その処理に25年度までかかるなんていうのは長すぎませんか。

鈴木財務部長

5年度間でやりたいと考えております。

鈴木会長

気は心で2年前倒したのはいいけど、市の使う予定の土地以外の不良資産がどうなっているのかもっと早く明細を出してください。約200億円の土地のうち市が使うものはこんなところがあって、遊休資産になっていて使わない土地はこうで、それは22年度までに処理する、というような計画を出していただけませんか。

鈴木財務部長

はい。分かりました。

鈴木会長

それをお願いします。それから先ほど言い忘れたから申し上げておくけど、外郭団体の前に説明があった駐車場の問題です。駅南地下駐車場は現行の形態での運営は早く廃止して、機械式をやめて、もっと効率も収益性も良いものに金をかけてでも直すことを検討していただきたいと思います。それを追加しておきます。

それから「統廃合を決定した団体」(資料P. 18)の中で、建設公社をまちづくり公社に統合して、まちづくり公社はまちづくりセンター事業を終了するということだけど、この内容、ただ統合するだけではなしに、こうするんだというものを公開してくれませんか。どうなっているかを明らかにすべきだと思います。ただ1+1で2のままなら意味がないので、1と1を足す時に0.3と0.5にして0.8になるから合併するんだというような方式でないと意味がない。その内容を具体的に吟味できるように清算していただきたいと思います。

それから引佐町自然休養村公社は20年度中に清算される見込みで、既に清算された株式会社フォレストみさくぼは約3,500万円の損害で済んだと理解していいですね。

清田企画部長

そうです。

鈴木会長

引佐町自然休養村公社は全然損失はないんですか。それからフォルテは解散しましたから、年間で2億2,696万3,000円の賃借料を払わなくて済むようになったということ。

清田企画部長

引佐町自然休養村公社は今最終的な清算を行なっておりますが、860万円ほど市に帰属することになるのではないかと思います。

鈴木会長

プラスですか。

清田企画部長

はい。

鈴木会長

それでこの間フォルテを売却した26億円で小学校などの借地の土地を買収する基金を作りましたが、今度市の持っている遊休資産を売却した場合は、それも基金に加えることにしていただいたんですね。

清田企画部長

はい。次のところでも説明する予定です。

鈴木会長

そういうことで前向きに考えていただければ非常にいいことですが、フラワーパークと動物園を一緒にするというのは採算が合わないと話がありました。期待するほどの効果が表れないというのはどうということかと、市民の皆さんが非常に興味を持っていらっしゃいます。ですから、先ほど井出委員もおっしゃったような環境ですから、やはり具体的にどういう計算でどうなったのかを公にしていきたいですね。今日はいいですけど、公表していただくことをお願いしたいと思います。

ではそんなところで次へ移りましょう。よろしいですか。はい。では次へ。

鈴木総務部長

では市政経営のテーマに移ります。この中で職員定数等につきましては総務部長の私から説明し、順次説明者が変わりますのでよろしくお願ひします。まず職員定数の削減です。これは前回の行革審でも人件費として内容、詳細を説明させていただきましたので、今一度おさらい的な概括です。定数の削減ですが、20年度6,107人から21年度5,950人に157人を減員してまいります。その内容には増減両方ありますが、主なものは、増としましては本年度消防ヘリコプターを購入しまして、来年度航空消防隊を設置する関係で9人、更には22年度に国勢調査が行なわれますのでその準備調査のためのスタッフとして8人、こうした人達を含めた臨時、新規の対応があります。減としましては学校給食業務のアウトソーシング、委託化をすることに伴う26人の減、同じく学校の用務員業務につきましても21人の減を図ってまいります。さらには業務が終了することなどによる減等もあり、プラスマイナス合わせて157人の減となっています。職員を削減することによりまして、人件費への効果としまして7.8億円ほど削減できる予定です。この7.8億円は、アウトソーシングで民間事業者に委託するための経費の増加分を差引いた実質的なマイナス効果額です。それから22年度は、定員適正化計画ではマイナス149人を予定しておりますので、これを上回る削減を目指してまた新たに取組んでまいります。

次は手当の見直しの内容です。大きなものとしては住居手当の見直しがありました。自宅、持ち家の手当です。従前は新築等で家を所有した職員に対し、本来国では5年を経過した職員に対しては

支給していませんでしたが、浜松市は経過措置として月額2,500円を支給しておりました。これを平成20年12月1日から廃止しまして、21年分の年間の削減効果としては6,800万円ほどの減を図ります。それから借家・借間の手当の最高支給限度額を27,000円から2,000円引き下げ25,000円としたものです。これも経過措置と同様に昨年12月から実施しています。こちらの21年度の通年での効果は1,800万円ありますので、合わせた効果としては年間で8,600万円ほど削減ができました。

次は通勤手当の見直しです。通勤手当は19年度から21年度までで段階的に実施しております。まず、自動車等の交通用具を利用する職員への通勤手当の見直しを行ないました。従前概ね2キロごとだった距離区分の枠を、19年度から5キロごとに大括りにして、併せて支給額を削減しました。それと合わせ、最高支給限度額につきましても2,000円引き下げました。このことにより通勤手当が年間5,400万円削減できました。それから更に国並みの削減をするということで、20年度から国の通勤手当の基準の額に合わせた見直しを行ない、21年度で段階的に実施する取り扱いとなっています。20年度は7,400万円の減、21年度は7,200万円の減を予定しております。こうした見直しを併せて2億円の減が図られます。

清田企画部長

続きまして「執行機関等の適正化」を説明させていただきます。まず執行機関についての見直し状況です。農業委員会につきましては、現在浜松農業委員会、浜北農業委員会、引佐農業委員会、天竜農業委員会と4つありますが、これらの4つの農業委員会について、平成21年6月から一つの農業委員会に再編することが決まっています。これにより農業委員会の委員の数が122人から50人になり、委員にかかる経費という点では1,710万円余の削減になります。これに伴い個々の農業調査をこれまでと同様に十分に行なっていく趣旨から、全市に農業調査員を配置し、更に農業振興業務を強化するために農業調査員を増強します。これに伴う経費の増加が約1,000万円余あり、差し引き700万円ほどの削減効果が毎年生じます。

執行機関の報酬につきましては、職責と職務内容に応じて月額支給をしています。それぞれの執行機関は、市長から独立した職務権限のもとに事務の執行にあたる責任を有する機関で、事務局を設置し、日常的に活動しています。報酬額につきましては他の政令市や同規模の中核市などを勘案しながら、報酬額は政令市最低水準を維持していくという考え方のもとでこれまで報酬の見直しを行なってきています。

次にそれぞれの執行機関における活動状況です。執行機関としては教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会があります。それぞれの活動状況及びその各委員さんの時間当たりの報酬単価です。それぞれ活動している年間の回数、一回当たりの平均時間、各委員さんの報酬額を時間当たり単価にするとうなるかを数値で記載しています。監査委員のうち代表監査委員は常勤ですので、時間単価は記載しておりません。それぞれ記載のとおりです。なお、表の右の「会議のみ」とは、それぞれの機関のいわゆる定例会であるとか、いわゆる本委員会の会議のみをピックアップしたものです。それ以外にも各機関で、例えば教育委員会ですと学校と共同で行なう活動などの部分があり、その差も各委員会まちまちです。活動状況全体ということで申し上げれば左の「活動状況」の枠になっている部分が該当します。単価については非常に額が高い活動状況の機関から、1,000円台、2,000円台というところまで差がある状況がうかが

えます。

附属機関についてです。附属機関につきましては、できるだけ簡素で統一的な形で行なっていくという考え方のもと、附属機関は基本的に条例により設置していく方針です。条例に基づかない懇談会というような形で行なっている機関も一部ありますが、それぞれの改選時期に見直しを行なっているところです。委員数につきましては19年度1,682人おりましたが、20年度は1,432人と250人の減となっています。順次見直しを行なっておりまして、22年度には合併前の委員数を下回るという目標を掲げており、その方向になると認識しています。21年度には10機関を統廃合し、19機関で委員定数を削減する予定です。

続きまして資産経営の推進です。先ほどのフルーツパーク、フラワーパークのところでも借地についてご議論があったところですが、本市においては今年度企画部内に資産経営課を設置し、資産経営の推進に取り組んでいます。今年度行なっている内容として、まず公有財産に関するデータの一元化を始めております。約1,900の公共施設を全庁で横断的に一元管理するためのデータ整理を行なったところです。ただ、これは基礎的な数字ですので、それぞれの施設について必要なデータが揃っているのかどうか、更にどういうデータが必要かどうか、個々の施設を評価できるようなカルテを作っていく必要があります。その点について「施設の状況などカルテを作成」とありますが、今年度は主な700施設について、利用状況や運営経費などのデータを集めた施設カルテを作ったところです。それ以外の施設の部分についても来年度以降行なっていく必要がありますし、さらにそのカルテの充実を図っていく必要があると考えます。並行して資産経営推進方針を今年度末に策定する予定です。この方針の中では、施設の最適化と利活用を目指すことを掲げており、個々の課題には個別方針を掲げています。個別方針については、遊休財産、旧庁舎の活用、中山間地域の廃止した学校や幼稚園などの利活用、借地の四本についてそれぞれ個別方針を策定し、掲げております。特に借地は計画的な解消への取り組みを始めています。借地に関する方針を策定し、具体的な解消を図っていくということでして、この方針では今後の新たな施設整備においては原則として新たに借地を使わないこと、また、現行の借地を解消していくことを掲げています。その財源として、この2月議会で今年度の補正予算での基金創設を市議会に提案し、ご議決をいただいたところです。基金の額としてはフォルテの売却額を財源として考えており、26.2億円です。来年度以降、計画的な借地解消に努めていく予定でして、特に学校については土地の権利関係や法律的な部分について不確定で不安定な部分があり、早急に計画的な借地解消を図っていかねばならないと認識しております。

そこで借地の状況です。本市では1,100件余の借地契約件数がありますが、それぞれの契約の概況です。借地の期間は表のとおり5年未満の契約が約半数を占める一方、10年間から30年間のものが3割、30年間以上を含めると約4割というように、契約期間が契約ごとにまちまちになっています。私どもでは各契約の状況を分析していますが、施設ごとに基本的な方針は定められていますが、全市的には統一されていない状況が見受けられます。その一端がこの借地期間の状況に出ているのではないかと考えます。また、これまでの借地の買取りの状況については記載のとおりですが、件数自体は19年度までは比較的小範囲で行なってきました。借地にあたりましては、契約の相手方、土地の所有者が相続などによって増えていく可能性があるのではないかとご指摘いただきました。この5年間で所有者の変更の届出をいただいた119件について確認したところ、結果的には所有者

が19人増加しており、主に相続によって増えていることがうかがえます。併せて契約書の状況として、私どもでは19年度に標準書式を定め、それに基づいた契約に統一するよう関係部署に指導していますが、その標準書式どおりになっていないものが7割、標準書式を用いているのは3割で、契約書も全市的には統一されていない状況がうかがえます。また、例えば所有者が変更した時にはその変更の通知をすとか、所有者が変更した場合には権利義務関係が継承されるというような、特記事項の記載がないものが約4割ありました。また契約書で原状回復規定が定められているものが約8割、そうでないものが約2割でした。これまでそれぞれ各施設に契約書の状況が任されていたという一端がうかがえます。

借地の計画的な解消への取り組みですが、先ほど申し上げましたように方針を今年度策定し、借地の解消を進めていきます。その基本的なルールですが、特に今申し上げた契約のところについてはしっかり整理していきたいと思えます。また基金を設置しましたので、借地の取得の財源に充てていきたいと考えております。

今後の解消に向けて、学校につきましては先ほどフラワーパーク、フルーツパークのところでお話がありましたが、個別法で私権の制限がかかっている土地ではなく、いわゆる借地借家法に基づく借地権というのは建物保有の目的の範囲内では主張できますが、それ以外の部分については基本的にありませんので、学校の借地への取り組みが課題であると考えています。地権者の意向調査をふまえ、計画的に実施していきたいと思えます。その財源につきましては、今後遊休財産の売却収入をその財源に充てていきたいと思えます。借地の適正な管理という点では、契約の状況が全市的に統一されていないことが確認できました。これについては来年度に基本的なルールを作成し、適用していきたいと思えます。それにより契約書を適正化し、全市的に統一された考え方で進められることを基本としてルールを策定していく予定です。以上が資産経営についてです。引き続き学校規模適正化につきまして学校教育部長から説明させていただきます。

古橋学校教育部長

学校教育部の古橋です。学校規模適正化について説明させていただきます。まず一点目の規模適正化のスケジュールです。23年度までに、対象となる学校において規模適正化について決定してまいります。規模適正化の対象となる全ての学校を対象に保護者との意見交換などを実施し、意見がまとまった地域では、地域説明会を実施するなど、それぞれの地域において規模適正化について決定いたします。具体的な取り組みが決定している地域では、実現に向けて準備を進めてまいります。

次に、対象となっている小規模校はいわゆる6学級以下の学校で、39校あります。この状況を旧市町村別に表にしました。20年度の児童生徒の人数、学級数と、26年度のそれぞれの推計値を記載しています。この26年度の推計値は、小学校につきましては現在の住民基本台帳に登録されている就学前の子どもの数、中学校につきましては校区内の現在の小学校の在籍者数に過去3年間の入学率を乗じて算出しております。比較しますと若干児童生徒が増える学校もありますが、それでも依然として小規模校です。大半の学校では児童生徒数は減少しており、中には半数以下となる学校もあります。地域別には、まず、旧浜松市が7校、旧浜北市が1校、旧天竜市が5校、旧龍山村が1校、旧春野町が5校です。最近の規模適正化の状況として、都田小は平成18年に滝沢小を統合しまし

た。双葉小は平成20年に南小と高砂小を統合し開校しました。春野中は平成17年に3校が統合して開校しましたが、現在も小規模校です。

引き続き、旧佐久間町が4校、旧水窪町が2校、旧三ヶ日町が4校、旧細江町が2校、旧引佐町が8校です。このうち佐久間中は浦川中と統合し、佐久間高校と同居型の中高一貫教育を開始しています。それから23年度からさらに1校が小規模校となる見込みです。

次に現在の取組状況です。一点目は小中一貫校に向けた取り組みで、中部中と元城小ですが、この2月22日に中部中のPTAが小中一貫校設置に向けた取り組みについて決議しました。今後、中部中と元城小に加え、北小を含めた3校による協議を進めてまいります。南庄内小と村櫛小は、この2校に庄内中と北庄内小を含めた4校による小中一貫校設置に向けた意見交換を進めております。引佐北部中、田沢小、渋川小、久留女木小は、このうち3小学校は平成22年4月に先行して統合します。そして平成24年4月に田沢小の校地内で、引佐北部中との小中一貫校を設置すると決定しています。二点目は統合に向けた取り組みですが、川名小は平成22年4月の井伊谷小との統合を決定しました。三点目はその他として花川小他29校ですが、こちらにつきましては近隣校との統合に向け、23年度までに決定するよう取り組みを進めます。以上です。

鈴木会長

はい。ありがとうございました。それでは今説明があった行政全般の取り組みについて、委員の皆さんからどうぞ。

伊藤会長代行

はじめに職員定数の削減ですが、ずっとアウトソーシングをされてきて、結果的には技能労務職の方がかなり多く残られて仕事が無い状態になりました。そこで従来に比べてこの数年間で行政職への任命換えをかなりされている。任命換えは色々と新しく勉強してもらわなくてはいけないし、行政職に向いていない方もいらっしゃるということもあり得るだろうと思います。民間企業の場合ですと、その業務に従事していた従業員のうち、定年退職が近づいている従業員については給料を保障してアウトソーシング先に出向してもらい、そのまま定年退職まで働いていただく形にするとか、若い従業員については例えば途中でアウトソーシング先に移籍する形にするとか、できるだけそんなやり方をしています。当然、給与を保障することが必要になりますから、一部は元の企業が負担することになります。そういう形、つまり全員を任命換えするのではない形のやり方をお考えになっているのでしょうか。これが質問の一点です。

二点目の質問は、手当のところ、特殊勤務手当でまだ一部見直さなくてはならないのが残っていますので、その点をぜひ進めていただきたいと思います。その確認をしたいと思います。

鈴木総務部長

まず一点目にアウトソーシングに伴う技能労務職、現業職の職員の処遇について、転籍等の方法の質問ですが、できるだけ公務員のまま仕事を継続したいという意向もありますので、そうしたことを主に取り組んできています。しかし、やはりアウトソーシングに加え、全国的には市場化テストという取り組みもなされています。これは今まで公務員が担ってきた業務を、民間にも広く拡充していくというようなお話ですが、こうしたこともあり、国でも転籍ができる柔軟な制度改正も検討していると伺ってお

ります。したがって、今までどおり一般行政職に任命換えするだけではなくて、そうしたこともふまえて研究していきたいと思います。

それから特殊勤務手当につきましては、今日は主なものということで触れませんでした。ご指摘の点は課題として認識しておりますので、来年度以降も引き続き進めてまいります。

鈴木会長

はい。どうぞ。

高柳委員

附属機関あるいは執行機関の報酬の問題について、私はこの前の2月の審議会では時間をかけて言い過ぎましたが、きちんと言うと、既に勤務時間と日数を考慮して月額報酬を考えなさいという判決が大津地裁で出たということなんです。その理由の一つは、要するに勤務日数が少なく働く時間が全く少ないのに、月額報酬にするのはおかしいということ。それは月額で報酬を得る、あるいは支給するのに論理性がないという判決です。つまり月額3万円程度で月1回くらいしか出てこない。それで会議が一時間もあれば終わるということでは月額報酬にふさわしくない。それでは報酬が労働の対価という意味にならない。裁判で裁判官がそういう判決を出したということなんです。

そこで関連があるんですが、教育委員会の時間当たりの単価(資料P. 30)は委員の方でも時間当たり53,341円、委員長さんは72,439円です。これは働いた時間だけで計算していて、実際にはこれ以外にも職責だとか色々ありますよということなんだろうが、できるだけ早い時期に、執行機関も月額報酬は労働時間に応じていただくという形にできないのか。意味があるなら別ですけど、3万円とか5万円の月額報酬で会議は月1回なんて、市民が納得できないからきちんとしたほうが良いと思います。

我々行革審の委員は1回3,000円でやっていますが、まだ1回1万円とか9,000円、8,000円という方々もいらっしゃいます。だけど市民のために色々な形で参加していただいているわけですから、可能な限り3,000円という水準でなぜいけないのか。しかもちょっと出て8,000円、9,000円ではおかしいのではないかという気がします。その辺はどうなのでしょう。月額を日額に改めることは神奈川県でも実施の方向で動いているそうです。最後に政令市になった浜松市が一番初めに思い切ったことをやるのが私は大切だと思いますが、どうですか。

鈴木総務部長

今委員からご指摘の点につきましても、よく理解しております。先ほどご案内がありましたように、ある地域では、月額報酬は不適正だから支出を差し止めるべきだという裁判がありました。その結果、地裁で日額にすべきだという判決も出ております。たまたまこの自治体では控訴という取り扱いですから更に継続して審議されることとなります。浜松市の場合には、政令市になる時に、まずは政令市の中で一番コストのかからない日額、月額報酬にすべきだというお話で設定させていただいたのが、20年度からの現行制度です。このような状況をしっかりとふまえながら、社会状況や色々な諸情勢が変わっていく中で、次なるステップとしてこの月額報酬を日額報酬に改めることも視野に研究していかなければならないと思います。まだ事務方での取り扱いになっておりますので、市長を含めて年度が変わりましたら新しい取り組みをしていきたいと考えております。以上です。

高柳委員

よく会長が「検討」とはやらないという意味だと言いますが、「前向き3年検討10年」と言われています。10年経つと行革審の委員はほとんどおりませんので、ぜひ年度当初からスピード感を持ってやってもらいたいと思います。

鈴木会長

それに関連して、この資料(資料P. 30)は市で作られたんですか。

清田企画部長

そのとおりです。

鈴木会長

例えば教育委員会がありますけど、教育委員会が委員全員で会議を開いたり、団体で何か活動をしたりというのは「活動状況」に含まれているわけですね。例えばどこかの小学校で教育委員会がお揃いでなにかなさったというのはどうなんですか。

清田企画部長

右の「会議のみ」は基本的に定例の教育委員会の会議のみ掲げております。それ以外の、例えば学校に行っただとか、教育委員会で研究会を実施している部分は、全て左側の「活動状況」に含んでいます。

鈴木会長

それは任意に出席する、しないということで、教育委員会が召集して実施するということですか。

清田企画部長

任意のものはほとんど含まれておりません。基本的には教育委員としての活動として参加していただくべきものとしてお願いをしているものです。ただ、四人全員ではなくて、例えば代表して一人で出席していただくケースもあります。それから審議会などがなくなった関係で、教育委員の方々に庁内会議の委員なども引き受けていただいております。そうした意味で委員としての出席をお願いしているものなどです。

鈴木会長

そうですか。それで私の経験をお話すると、行革審はちょうど今年で4年目を迎えたんですよ。我々も素人でしたから、市役所の仕組みが分からない。だからいつも申し上げるけど、かなり勉強しないとチンプンカンな質問をしてしまうんです。だから私どもは報酬を一部辞退して日当は3,000円と自主的に決めて、勉強会をしているんです。今日も日曜日で12時に行革審を終わる予定だけど、昼食をとってから夕方5時まで勉強会を続けるんですよ。この4年間で振り返ってみると、土曜日曜は自分のプライベートに使ったのが半分、自分で行革審の勉強のために使ったのが半分。私は市のやり方な

んて何も知らなかったんですから、それを知って驚いて、やればやるほどのめり込んじゃって、皆さんに大変申しわけないと思っています。だけど、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会とかありますけど、定例の会議以外に自分が勉強するとか、事務局を呼んで色々話を聞くということは当たり前のことなんです。ただチョコチョコと来て「結構ですなあ」と言って昼飯を食って解散では委員の資格はないですよ。だからやはり私はそういう社会的に貢献をするという点では、市民の皆さんもボランティアでやるという発想を持たないといけません。「なんか1万円くれるから行くか」ということではいけないです。だから原則は無報酬にすべきだと思うんですが、それぐらいのことを市民ももっと自覚しないと。物貰いの発想ではいけないと思います。

私は引き受けて4年目だけど、医療公社や清掃公社の問題から市の問題から本当に大変ですよ。皆さんは30年近くやっていらっしゃるけど、私達委員は初めてなんです。委員の皆さんおそらく土日が犠牲になってしまっている。行革審の審議会は土日に開催されておりますけど、私どもは、平日は自分の仕事をしなくてはならないから審議会なんてできないということで、土日を全部潰している。

だからもっと市もボランティアとして、市民の一人として、教育を良くするためあるいは選挙を明朗にやるために委員をやっていただくんだからとPRをしないと。それで「無報酬でもいいよ。土曜日曜にも勉強するよ」という意欲のある方を委員にするという進め方をしないと。名誉職的なやり方でやるという今までの弊害を除かないと、この問題は良くならないんじゃないですかね。これを明確にしておきたいと思います。

それから表を見ると、時間当たりの報酬が7万円とか9万円とか7万8,000円で、会議の平均時間はだいたい1時間。1時間やるならまとめて8時間やったらどうかと思います。30分や1時間の会議だったらFAXで連絡を取り合えば話は済むんじゃないですかね。1時間のために往復2時間かけてお出でいただくというようなことがあるとするなら、私はFAXで解決すべきだと思います。やはり勉強しないとなかなか質問しにくいんですよ。間違えて質問したりするから。ぜひそういう考え方でやっていただきたい。

それから市民の皆さんに申し上げておきますが、先ほど市政経営のところの説明があった職員の手当、具体的には住居手当の見直し、通勤手当の見直しという問題は、第1次行革審で提言したことが4年目でようやくここまで来たと理解していいですね。段階的でやらざるを得ないものもありましたから私も妥協したわけですけど、よくやっていただいたということはそれでいいんです。ですが、先ほど清掃公社のところと言うのを忘れましたけど、精勤手当の段階的廃止とありました。清掃公社は大変にハードな仕事をやらせているということで特殊勤務手当はあるけど、精勤手当は他にはどこもないですよ。外郭団体の中で清掃公社だけではないですか。医療公社にはありますか。ないでしょう。だからそういう点で、精勤手当というようなものは段階的ではなしに即時廃止しなければいけないと思います。

それから借地の話は、フォルテの土地を売った代金26億円だけの基金で借地を買っていきますということから一歩前進して、遊休資産を売った代金はその基金に全部充てますということになりましたから、非常に良かったと思って私は評価したい。なるべく早く借地をなくしてもらうことをお願いします。

ただ、アウトソーシングに伴う技能労務職から行政職への任命換えの問題。いわゆる技能労務職の方の仕事が無くなる問題。これは先ほど伊藤委員から質問がありましたけど、100人の仕事をアウト

ソーシングして外へ出して仕事が無くなった時に、残った100人のうち例えば50人は他の技能労務職の仕事に配置転換になり、あるいは20人は定年退職なり勸奨退職でお辞めになった。それでもまだ残ってしまった。この残ってしまった職員に、今までは行政職に任命換えする試験を受けてもらっていましたね。だけどそれは過去だいたい年4、5人だったでしょう。ところがアウトソーシングを始めたらそれが年間99人とか50人とか大量になった。試験は厳正に行なわれているんだろうと私は思いますけれども、やはり伊藤委員がおっしゃったように慌ててアウトソーシングをやるのではなくて、完全に消化できる職員の数ずつアウトソーシングをしていって、あまり職員を余して任命換えをするというようなことがないようにしないと。総務部長から、行政職に換わると35歳以上は給料が下がるという話があったけど、最終的に退職金まで計算したら上がると私は思うんですよ。だからそういう点で慌てないでアウトソーシングをしていただきたいとお願い申し上げます。色々ご努力いただいている点は高く評価します。

それから学校関係の問題は、以前教育長に出席いただいた勉強会で、小学校34校と中学校5校の合計39校の規模適正化は23年12月までにやるんだということでした。今日の資料でも「決定する」(資料P. 36)と書いてあるんですよ。これがもし23年度末に26年度にやることを決定したということとなると実施は3年先になるわけですね。だから委員の中でも、「23年中に全てを決めてしまうということは、例えば24年度も25年度も26年度も含めた3年度間のうちにやることを決定するという意味だ」とか、そうではなくて、「いや、決定するっていうことは実施するっていうことじゃないか。23年度に決定するということは23年度中に実施してしまうか、遅くとも24年度中には全部実施するということではないか」というように理解が分かれましてね。今日は教育長さんにその辺をもう一度確認しておきたいと思います。

高木教育長

「幼稚園・学校規模適正化基本方針」を出させていただき、23年度までに決定すると掲げております。今会長がおっしゃったように、では23年度までに全部やるのかという部分での話があるわけですが、学校の事情もありますので、規模適正化についてはこの基本方針にのっとして23年度までに決定していくということとして、21年度に決定できる地域もあるかもしれませんし、22年度に決定できるという見込みを持っている地域もあります。そういう理解をしていただきたいと思います。

鈴木会長

23年度までにできる見込みのものはいいですよ。だけど23年度に決定して24年度、25年度、26年度に実施するというものも、「決定する」という中に含まれているんですか、ということをお聞きしたい。

高木教育長

そのとおりです。

鈴木会長

それだと問題があるのではないのでしょうかね。

高木教育長

23年度までに、規模適正化についてそれぞれの地域で決定していくということです。

鈴木会長

23年12月までに決めるけど、実施時期は24年度とか25年度だって言うなら、逆にそんなのは決めないほうがいいのではないですか。

高木教育長

これまでの規模適正化の経緯を考えたときに、2年、3年、4年、5年と時間がかかっている地域が多いです。そういうことを考えながら作ったものです。

鈴木会長

いやいや、それは時間がかかっているけど、教育長さんご指摘のように我々も勉強したんですね。教育長さんに色々教えていただいて、大規模校と小規模校ではどちらが子どものためになるんですかとお聞きしたら、大規模校は大規模校、小規模校は小規模校でメリットもあるし、デメリットもある。しかし総合的に判断した場合には、小規模校をまず解消することのほうがベターであるという教育方針だということでした。それなら少し言い方は悪いけど、問題になっている学校は教育長の在任中に全部やってしまってくださいよ、とお願いしたら、23年度中に決めるとおっしゃったから。

24年度、25年度、26年度にやるということになると、21年度に小学校1年生の子どもは23年度には3年生になって、26年度には卒業してしまうことになりますよ。だから善は急げ、鉄は熱いうちに叩けと言われるけど、その辺を明確にさせていただいて、少なくとも23年度中には完了するという目標を掲げて23年度に決定することをぜひお願いしたい。

高木教育長

はい。23年度中に決定をしまいきます。

鈴木会長

いやいや決定じゃない。そんな国会答弁みたいなこと言わないで、私が言っているのはそういうことではなくて、23年度中にお決めになったのを24年度中に全部やるという不転の決意でやってくださいと言いたいんですよ。

高木教育長

承知しました。

秋山委員

いいですか。

鈴木会長

はい。どうぞ。

秋山委員

順番では教育の話が最後ですが、ちょうど話が出たので少し述べさせていただきます。行革審の勉強会の成果だと思うんですけど、20年度の児童生徒の人数は分かるんですけど、当然何年か経つうちに少子化が進むはずだから、その先の見出しを出してくださいという話をして出てきた表(資料P.37)の説明がありました。非常に分かりやすくていいですね。これを見れば、26年度には子どもが9人になる学校だとか、そういったものすごく小さな学校があることが分かります。その生徒さんたちは二学年や三学年くらいが一つの学級にまとまって勉強しています。これは離れ孤島のところの話ではないんですよ。陸続きのところの話なので、無料のスクールバスを手当するだけで、どんどん統合できるわけです。23年度まで待たなければいけない理由なんてなくて、今すぐやったほうが良いことばかりなんです。それをなんで23年度までって延ばすんですか。会長がおっしゃったとおり、23年度に決定して26年度ではもう遅いんですよ。子供達の教育を考えたら、親御さん達が反対するわけがない話ですから、これがどうしてできないのかは、やはり指導力というか、本当にこれではダメなんだって思って親御さん達を説得すれば、どこに反対があるんですか。反対がないことをこんな23年度までに決定するなんて言っているのはダメなのではないか、教育長として失格ではないかと思います。教育長の在任中にやってくださいというお願いをしたら、決定するという決意を述べていただいたんですが、「23年度中に実施する」と言わなければ、今の教育長さんの任期が途中でもやめていただいたほうが良いのではないかと思うくらい大事なことだと思います。他にも言いたいことはたくさんありますけど、教育についてはこれだけです。

鈴木会長

はい。どうぞ。

山本委員

教育問題に続いて発言させていただきますけど、秋山委員さんは厳しかったですけど、以前、本来やるべきことだとかご理解がありながらあまりに曖昧だったのでかなり厳しい意見を申し上げました。ただ今回23年度と出てきたので、ある種私はほっとしているほうなんです。ただ、やる気をどこまでお持ちになっていたかという問題です。23年度中に建替えの問題もあつたりするのでできないという面もあるのかなと思いますけど、この機会にしっかりとそこをやっていただきたい。

今9人の小規模な学校の問題が出ましたが、私の知る限り学校問題、特に陸の孤島のようになっている学校の規模適正化の問題は、総論賛成各論反対の世界ですから、例えば9人の学校でも1人は反対が出てくるという可能性もあります。でも、規模適正化はどうしてもやらなくては行けない。今、国でもやるべきだという流れになっていますから、追い風の中でやることになると思います。特に反対になるのは、学校の伝統だとか、あるいは元々そこに学校があったという話ですので、余分に時間はかかりますけど私の話をさせていただこうと思います。私は昭和19年に元城国民学校へ入学しました。今、ホテルのある場所です。私の母親は92歳になりますが、母もそこへ入学いたしました。そして昭和20年6月に浜松が焼け野原になりまして、私は疎開しておりまして昭和21年4月に浜松へ戻ってまいりました。大工町というところに住んでおりまして、当時元城小はなかったもので、広沢小へ通わせていただいております。かなりの距離だったと思います。そして4年生の終了時、幸いに元城小

ができましたので、5年生6年生だけ元城校へまいりました。それが昭和23年だったと思います。そして段々に学校を造りながら新入生を入れて6学年の学校になったんですが、私は元城小で2年だけ過ごして中部中へまいりました。中部中は私どもの母親からすれば市立高校の跡地です。元城小を論議する過去の状況は色々とお知っておりまして、どなたがどうということではありませんが、元城小は非常に伝統があるという話、また、お若い方にとっては、元城小は今の場所にあって当たり前ものになりました。しかし、学校あるいは教育環境は、時代によって変わって、それによって初めて常に良いものであり得ると思います。欲をかけば中部中、元城小、北小の合併については、今の浜松城公園の近辺が想定されると思います。そうすると具体的には分かりませんが、そこは色々な問題点を抱えている、あるいはもっと発展的な考え方が取り上げられている場所ですので、方向さえ決めれば素晴らしい学校が出来る可能性があります。

教育長さんあるいは学校教育部長さんから、どちらかと言えば小中学校は一貫しているほうが良い、子どもさんが不登校になる機会は中学校に入ってからが数値的には結構多い、と伺っております。したがって今の流れの中では、小中一貫教育には不登校等を生み出さないという良い点があるだろうと思います。もっともっと勇気を持って頑張ってくださいたい。規模適正化はとにかく市役所が勝手にやっているという話も出る世界のようなのですが、本日だけでなく、いつまでにやるということを教育委員会の方針としてお示しいただき、やはりその意識を明確にさせていただくことが大事だと思います。応援歌を歌ったつもりですのでよろしくお願いいたします。

それと会長、もうひとつよろしいですか。附属機関等の活動状況(資料P. 30)にこだわるようですが、私が行革審の公募の委員を希望した時は1回8,800円いただけるということでしたが、選任された途端に1回3,000円にしましょうということになりました。でも、3,000円を払ってでもやらせていただきたいと思っています。しかし附属機関等の活動状況はお金だけの問題ではありません。資料を見ますと、選挙管理委員会には怒られるかもしれませんが会議の平均時間が50分です。実は執行機関だけではなく、附属機関についても同じような問題があると思います。こういう50分ばかりというような会議が、実は附属機関でも多いように思います。それは制度のあり方とも関係するんでしょうが、果たしてその機関が必要なかどうか。あるいは報酬、日当を払うために、あるいはその機関を存続させるために、無理やり開催しているような必要性のない会議もあるのではないかと思います。選挙管理委員会が要らないということではなくて、選挙管理委員会の運営自体について、お忙しい人達をたった50分のために集めて、大した話もせずにお帰するのはかえって失礼にあたると思います。ここには執行機関の数字として平均時間が出ておりますけど、附属機関のあり方も含めてやはり考える時期にもう来ているのであろうと思います。今日は論ずる時間ありませんが、要らない機関がたくさんあるというのが正直な感想ですので、その辺りも含めてお考えいただけたらありがたいと思います。以上です。時間を取りましてすみません。

鈴木会長

はい。どうぞ。

秋山委員

この表について一言述べさせていただくと、これも勉強会の成果だと思うんです。月額制が法律で決まっているので日額制にはできないという話があったので、月額でやっている執行機関について、

時間給にしたらいくらになるのでしょうかという質問を勉強会でさせていただいて、この資料が出てきたんです。予想どおり、結果的にこんな金額です。直接関係ないですが、今市の雇用対策や緊急経済対策で、市の臨時職員を3月末まで募集していますけど、時給800円ですよ。それでこちらの金額を見て比較してください。もちろん執行機関の委員には弁護士の方ですとか、普通に仕事をしたら1時間5万円もらえる方もたくさん入っていらっしやと思うんですけど、少なくともボランティアでやっている限り1回3,000円でも無償でも出てきてくださる方ばかりだと思うので、法律を盾にしないでいただきたいと思います。先ほどのアウトソーシングでも、アウトソーシング先への転籍は不可能であると市は答えられているんです。それも法律を盾にしているんですよ。

ところが第1次行革審で「これではダメなんじゃない、やらないきゃいけないんじゃない」と言ったことはだいたい断われたんですけど、その後で総務省から通達などがあって、そこで行革審の言っていたことと全く同じようなことを言うてくるわけです。ということは、この行革審で言っていることは民間の論理から言ったら当然のことであって、それを法律が阻害しているのであれば、憲法で決められているわけではないのですから、日額、月額の問題も、転籍が不可能であるという問題も、市議会議員の方にちゃんと理解していただいて、条例で可能にして実施すべきではないか。法律を盾にして、転籍できないからアウトソーシングの人が技能労務職から一般行政職に任命換えになるのは仕方がないなんて思わないでいただきたいです。

それから教育委員の方については、思ったより活動が多いということが見えてきました。だけど、これ、もしかすると入学式にちょっと出るだけのものも含まれているのではないかという話を委員でして、そういうことまで全部含めて平均したら時間給9,000円になりましたということなんです。実際にはこういう仕事はボランティアで出るもので、日額にしたから委員をやってくれないという話ではないと思います。法律を盾にしないで、制度を改正してでもやっていただければと思います。

鈴木会長

大変恐縮ですが会場に時間の制約がありますので、まとめを言いたかったんですけど省略させていただきます。ただ、職員の残業が定型化しているということで、第1次行革審で残業を1%減らしますという案が出て愕然としたんですよ。そんな計画を立てること自体が恥ずかしいと思わないとダメですよ。民間企業では時差出勤だとか月末や季節で忙しい場合には勤務時間を振り替えたりして色々な取り組みをしております。私も反省しているんですけど、営業と工場だけでカレンダーを作り変えていましたけど、他に海外営業などもあって、5種類から10種類くらいのカレンダーを作らなければいけないことが分かりました。そういう点で、市の皆さんもそれらを10種類くらい作る改革をやるべきだと思います。残業についてはそう申し上げておきます。

それから住宅手当や通勤手当は3年、4年かかって、やっと国並みになったんです。ならないよりはなったほうが良かったとお褒め申し上げたいところですが、まだ特殊勤務手当などの色々な問題もあります。清掃公社や医療公社の問題もありますから、市の皆さんにはきちんとやっていただきたいとお願いしておきます。

4 閉 会

鈴木会長

傍聴の皆さん方、時間が延びてしまい恐縮ですが、私が非常に申し上げておきたいことは、市民がなんでも補助金をもらってやっていくんだ、手当をもらってやっていくんだということではなしに、市民が自分と市民のためにやるんだということです。今日こういう論議をしてきて、明日の新聞を楽しみにしているわけですけど、やはり言われてみると報酬は辞退したほうが良さそうだという委員が明日、月曜日から出ていただくことを期待したいと思います。

それではこれで第9回浜松市行財政改革推進審議会を終わります。どうもありがとうございました。

事務局長

ありがとうございました。本当に議論が白熱して有意義な審議会だったと思います。

次回は20年度最終の審議会です。市長さんをお迎えいたしまして、最終の答申を3月19日の木曜日、午後6時半から静岡文化芸術大学1階講堂において開催いたします。ぜひまたご聴講いただきたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

以上により13:00閉会

議事録署名人